

北杜市における
太陽光発電設備の設置等にあたって

2024年4月

北 杜 市

目 次

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| | (1) 用語の整理 | 2 |
| | (2) 適用対象となる太陽光発電設備 | 3 |
| 2 | 計画段階（発電事業を志向する時点）における留意点 | 5 |
| | (1) 事業計画認定を取得しないで太陽光発電設備を設置しようとする場合 | 5 |
| | (2) 許可申請までにおいて推奨する確認等の順序 | 6 |
| 3 | 関係法令等の確認 | 7 |
| | (1) 関係法令 | 7 |
| | (2) ガイドラインや要綱など | 7 |
| 4 | 北杜市における太陽光発電設備設置の許可等の流れ | 8 |
| | (1) 事前協議・地域への周知・説明 | 9 |
| | (2) 許可申請 | 10 |
| | (3) 施工・検査 | 11 |
| | (4) 運転開始 | 13 |
| 5 | 農地に係る太陽光発電設備の設置に係る手続の流れ | 14 |
| | (1) 事業区域に農地が含まれる場合の手続について | 15 |
| | (2) 営農型太陽光発電設備の手続について | 16 |
| | (3) 営農型太陽光発電設備の留意事項 | 17 |
| 6 | 特定区域 | 18 |
| | (1) 特定区域について | 18 |
| | (2) 埋蔵文化財の包蔵地 | 19 |
| | (3) 市長との協議（事前協議） | 19 |
| | (4) 事前協議に対する応答（回答） | 20 |
| 7 | 事業周知の標識の設置及び報告 | 21 |
| | (1) 標識の記載事項 | 21 |
| | (2) 標識の設置場所 | 22 |
| | (3) 標識設置の報告 | 23 |
| | (4) 標識設置内容の変更が生じた場合 | 23 |

| | | |
|----|--|----|
| 8 | 地域住民等への説明 | 24 |
| | (1) 地域住民等の範囲の解釈 | 24 |
| | (2) 説明の方法・実施 | 24 |
| | (3) 事業内容の説明 | 25 |
| | (4) 市条例と山梨県条例との関係に基づく説明のあり方について | 25 |
| | (5) 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けて 太陽光発電設備を設置しようとする場合 | 27 |
| | (6) 説明実施報告書及び関係書類の提出 | 29 |
| 9 | 設置の許可申請 | 30 |
| | (1) 許可申請 | 30 |
| | (2) 説明実施報告書(様式第6号) | 36 |
| | (3) 提出前の事前確認 | 39 |
| 10 | 許可の基準等 | 43 |
| | (1) 許可基準 | 43 |
| | (2) 適格性に関する要件 | 46 |
| | (3) 許可に条件が付されたとき | 48 |
| | (4) 山梨県条例に基づく届出の提出 | 48 |
| 11 | 許可内容の変更 | 49 |
| 12 | 許可標識の掲示 | 50 |
| 13 | 設置完了の届出及び適合検査 | 52 |
| | (1) 太陽光発電設備設置完了届 | 52 |
| | (2) 適合検査 | 53 |
| | (3) 発電事業の開始 | 54 |
| 14 | 維持管理 | 55 |
| 15 | 地位の承継 | 57 |
| 16 | 事業の取りやめ、設備を廃止するとき | 59 |
| | (1) 取りやめ | 59 |
| | (2) 廃止 | 60 |
| | (3) 事業の継続、リユース・リサイクルの検討等 | 61 |
| 17 | 不適切事案に対する北杜市の対応 | 63 |
| ○ | 関係法令等 | 64 |

1 趣旨

北杜市において太陽光発電設備を設置するためには、2019年10月1日以降、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」（以下「市条例」。）に基づく設置の許可と、「北杜市景観条例」（平成23年北杜市条例第2号。以下「景観条例」。）に基づいて景観計画区域内行為の届出（及び適合性についての通知を受けること）を行う必要があります。

2021年10月1日からは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」（以下「山梨県条例」。）が施行され、山梨県条例に基づく許可の適用対象となる「設置規制区域」においては、山梨県知事の許可を受ける必要があります。

このため、現在では、市条例又は山梨県条例いずれかの許可を受け、かつ、景観条例に基づく景観計画区域内行為届出書を提出することが必須となっています。

特に、山梨県条例の適用となる場合においては、山梨県知事の許可を受けることによって、市条例に基づく許可を要しないこととしていますが、市条例自体を適用除外とするものではなく、市条例の規定も遵守していることが求められます。

電気工作物である太陽光発電設備は、電気事業法及び同法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（電技省令）、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（太技省令）などの諸規程を遵守していることが前提にあり、立地においても、地域環境等との調和が図られながら太陽光発電設備が設置されるよう、法令に該当しない場合であっても必要と考えられる取組を求めたガイドラインが策定されています。

北杜市では、脱炭素・低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用・導入は非常に重要であり、資源の少ない我が国において、今後、その電力源としての役割を果たしていくものと考えています。

また、持続的な電力需給の観点からは、再生可能エネルギー発電設備による電力供給は一過性のものとして扱うものではあってはならず、将来にわたって確保していく必要があるといえます。太陽光発電設備という経済性を捉えるだけでなく、太陽光発電設備に関わる事業者等は、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、そして、良好な関係を築き上げることにより、地域と調和が図られ、もって、地域と共生する太陽光発電設備であることが求められています。

そこで、太陽光発電設備の設置等に関して、市条例の立法趣旨及びこれに基づく各条項の規定に基づく手続や、事業者等が取り組むべき関係法令や推奨される事項等について記載し、十分な検討を加え、適切かつ適正に実施されることを趣旨に本書を作成しました。

(1) 用語の整理

本書では、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例に基づいた用語を用いることを基本とし、次のとおり使用します。

①太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備。設備を構成する主なものは次のとおりです。

i 太陽電池セル

光電力効果を利用し、光エネルギーを直接電力に変換する電力機器で、太陽電池の最小単位をいう。

ii 太陽電池モジュール（太陽電池パネル、太陽光パネル）

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠を取り付けたものをいう。

iii 太陽電池アレイ

太陽電池ストリング（電圧を高めるために太陽電池モジュールを複数枚、直列に接続したもの）を複数、並列に接続し、所定の電力が得られるように構成し、架台等に固定したものをいう。

iv パワーコンディショナー（PCS）

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連携運転や自動運転に必要な各種保護、制御機能を備えたものをいう。

v 架台・基礎

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる台及び基礎部分をいう。

（出典）NEDO「再生可能エネルギー技術白書（第2版）」

②市条例

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例。

また、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則は、「市規則」とします。

③再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法。

同法に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定（いわゆる「FIT認定」）が行われています。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則は、「再エネ特措法省令」とします。

④山梨県条例

山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例。また、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則は、「山梨県規則」とします。

なお、太陽光発電設備について、山梨県条例では「太陽光発電施設」としていますが、実体として両者に違いはなく、山梨県条例の条文を引用する以外は「設備」と記載します。

⑤事業者等

市条例第2条第3号に「事業者」が定義されており、「事業を行おうとする者」をいいますが、本書では、設置の許可（変更許可を含む）を受ける前後の状況にかかわらず、太陽光発電事業に携わる者を「事業者等」とします。

- ・太陽光発電設備設置協議申請書に記載される工事施工者。
- ・標識設置報告書に記載される工事施工者及び代理人。
- ・太陽光発電設備設置(変更)許可申請書に記載する現場管理者。
- ・設置の許可（変更許可を含む）を受けた者。
- ・許可標識に記載された工事施工者、保守点検責任者。
- ・事業者から委任や委託を受けて、事業者の代行を行う者。
- ・土地（事業区域）の所有者。ただし、貸借等の契約内容による。

⑥事業区域

市条例第2条第4号に「事業区域」が定義されており、「太陽光発電設備の用に供する土地であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区分された区域」をいいますが、事業計画の検討段階からを踏まえ、事業区域の予定地、候補地など事業区域として確定していない土地を含むこととします。

(2) 適用対象となる太陽光発電設備

①市条例

第6条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに掲げる太陽光発電設備について適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものは、この限りでない。

(1)発電出力10キロワット以上又は太陽電池の合計出力10キロワット以上の太陽光発電設備

(2)前号に掲げるもののほか、当該事業を実施する事業区域が他の事業区域と近接していることと等により、それらの事業の実施による複合的な影響が総体として同号に掲げる太陽光発電設備と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する太陽光発電設備（⇒市規則第4条）

太陽光発電設備の発電出力は、パワーコンディショナーの出力容量と太陽電池の合計出力のいずれかの小さい値となります。パワーコンディショナーを複数設置している場合は、

各系列におけるパワーコンディショナーの出力容量と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の値をそれぞれ合計した値が発電出力となりますが、市条例においては、パワーコンディショナーの出力容量又は太陽電池の合計出力のいずれかが10キロワット以上となれば対象となります。

なお、建築物の屋根又は屋上に設置する場合は、この限りではない（適用しない）としていますが、建築物は「建築基準法上の建築物」であることから、北杜市まちづくり条例に基づく「建築計画届」の提出の要不要などを考慮し、建築物に該当しない場合は、市条例の対象となりますので、留意してください。

また、事業区域を異にした、複数の独立した太陽光発電設備であっても、第2号のように、一体性が認められ、かつ、パワーコンディショナーの出力容量又は太陽電池の合計出力が10キロワット以上である場合は対象となる場合があります。

表1-1 出力に関する適用対象

| 太陽電池の合計出力 \ パワーコンディショナーの出力容量 | 合計10キロワット未満 | 合計10キロワット以上 |
|------------------------------|-------------|-------------|
| | 合計10キロワット未満 | × (適用対象外) |
| 合計10キロワット以上 | ○ (適用) | ○ (適用) |

②山梨県条例

山梨県条例第2条第1号 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。

原則、建築物に設置されるものを除いた全ての太陽光発電設備で、太陽電池モジュール1枚から対象となります。山梨県条例の趣旨を踏まえ、適用除外となる設備もありますので、詳しくは、山梨県条例の「手引書」を確認するほか、山梨県（環境・エネルギー政策課）に問い合わせてください。

2 計画段階（発電事業を志向する時点）における留意点

北杜市内に設置される太陽光発電設備のほぼ全てが、再エネ特措法に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定（以下、本項において「事業計画認定」）を取得しており、太陽光発電設備を設置して発電事業を行うことを志向する場合に、一番最初に取りかかることは、事業計画認定の申請であると考えられます。

事業者等は事業計画認定にあたって、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）を確認の上、事業計画認定を取得しているものと理解され、「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）の中でも、「土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続」は、発電事業を行う上で、非常に重要なものと北杜市では受け止めています。

土地の選定は、土地及び周辺環境の調査の結果を基に行われると考えられますが、土地の選定は、法令適用の有無だけでなく、地域特性や実情などを確認しておく必要があります。特に、地域特性や実情などの確認については、事業者等が自ずと把握できるというものではない場合がありますので、不明な点があれば、この段階で北杜市へ確認等を行うことをお勧めします。

加えて、土地を取得、又は貸借する場合にあつては土地所有者に確認しておくほか、必要に応じて地域に識見のある方や計画予定地の周辺住民へ相談することも有効と考えられます。

また、事業計画認定を取得してさえいれば太陽光発電設備が設置できるということにはならず、再エネ特措法とは別の趣旨に基づき施行されている関係法令に該当すれば、これを遵守し、手続を行う必要があります。その中においても、市条例、若しくは山梨県条例に基づく許可は必ずこれを受けてからでないと太陽光発電設備を設置することはできませんので、市条例及び山梨県条例に規定する事業者等が実施すべき取組や許可基準、並びに維持管理に関する事項を事前に確認するようにしてください。

さらに、事業計画認定申請を行う計画段階において、発電事業の実施可能性から発電事業の終了までについて十分に検討し、判断する必要があります。また、既に事業計画認定を受けている場合であっても、認定取得から設置の許可を受けようとする期間に開きがある場合などは、一度立ち返って確認・検討等を行うことも重要です。

なお、市条例及び関係法令等に基づく取組は、事業者等の責任において実行すべきものであることに留意してください。

（1）事業計画認定を取得しないで太陽光発電設備を設置しようとする場合

再エネ特措法に基づく、事業計画認定を取得しない場合であっても、「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）は電気設備に関する技術基準などが記載されており、太陽光発電設備を設置し、発電事業を行うにあたって有効に活用できるものです。

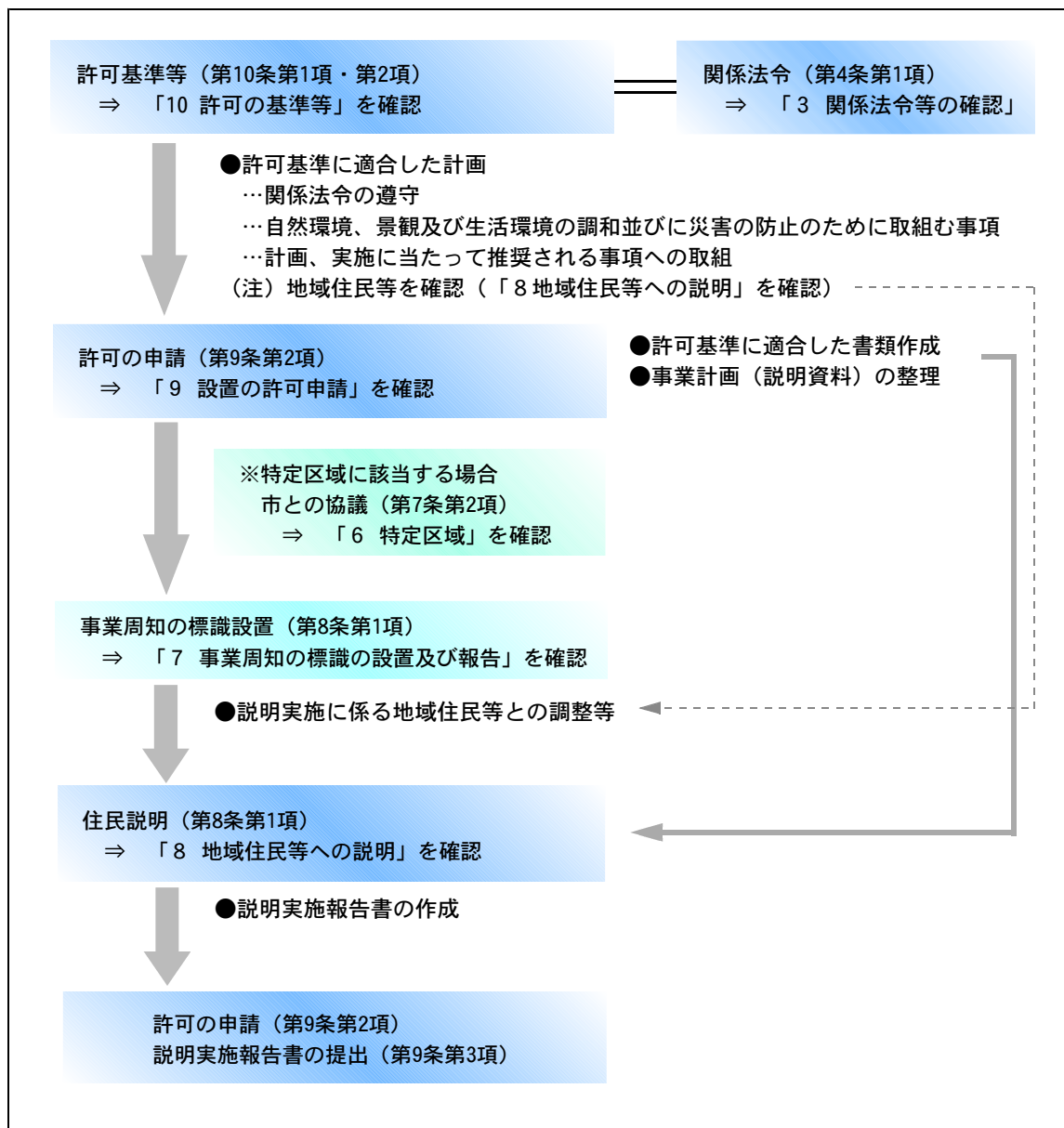
市条例及び山梨県条例の適用対象となる太陽光発電設備は、事業計画認定の取得の有無は関係ありませんが、「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）を確認するようにしてください。

(2) 許可申請までにおいて推奨する確認等の順序

許可申請までの手続は、「4 北杜市における太陽光発電設備設置の許可等の流れ」に沿って進めますが、この流れに沿って手続を進めるためには、事前に確認等を行う事項があることから、事業者等において確認等を行う順序（流れ）は異なると考えます。

一般的には、先に述べたとおり、まず最初に取りかかる手続は、再エネ特措法に基づく事業計画認定であると考えられますが、認定の取得の如何を問わず、北杜市において太陽光発電設備を設置するためには、最終的に市条例（若しくは山梨県条例）に基づく設置の許可を受けてからでないと設置工事に着手できないことから、市条例の許可申請までにおいては「図2-2-1」のように確認を行い、手続を進めることを推奨します。

図2-2-1 推奨する確認等の順序



3 関係法令等の確認

太陽光発電設備を設置するにあたっては、関係法令や条例、また、ガイドライン等が示されており、これらを幅広く確認し、取り組んでいく必要があります。

巻末に関係法令や条例、ガイドライン等を例示として掲載していますので、確認してください（別表1～5）。

(1) 関係法令

市条例第4条の「事業者の責務」において、関係法令の遵守を求めています。関係法令は当然遵守すべきものですから、市条例（市規則第3条／別表第1）に記載がない場合であっても確認の上、該当する場合は当該の法令に基づき手続等を行わなければなりません。

市条例（及び景観条例）、山梨県条例のみでなく、太陽光発電設備を設置するためにどのような行為が伴い、その行為が法令に該当するものであるかを確認してください。

市条例に掲げる法令や条例の他、事業区域の所在等によって関係すると考えられる法令や条例について事業の計画時に確認してください。

(2) ガイドラインや要綱など

太陽光発電事業を進めていく上では、関係する法令の遵守は当然のことですから、再生可能エネルギー発電により地球温暖化対策に資するという、また、多くの発電事業が、電気の利用者から再生可能エネルギー発電促進賦課金を得ているということは、事業者等の社会的な評価、責任の観点からは、関係法令だけでなく、ガイドラインや要綱（告示）などを確認の上、取り組んでいくことは非常に重要です。太陽光発電設備の設置が普及していくに従い、社会問題となる事例も見られ、国等だけでなく再生可能エネルギーを推進する団体においても法改正やガイドラインの策定やガイドブックなどが示されています。これは法令を遵守していれば良いということではなく、これらに取り組み、法令に基づく基準、配慮が上乗せされつつ太陽光発電設備の設置が行われることによって、地域の理解、信頼を得ることに期待が持てるということも意図されるものです。

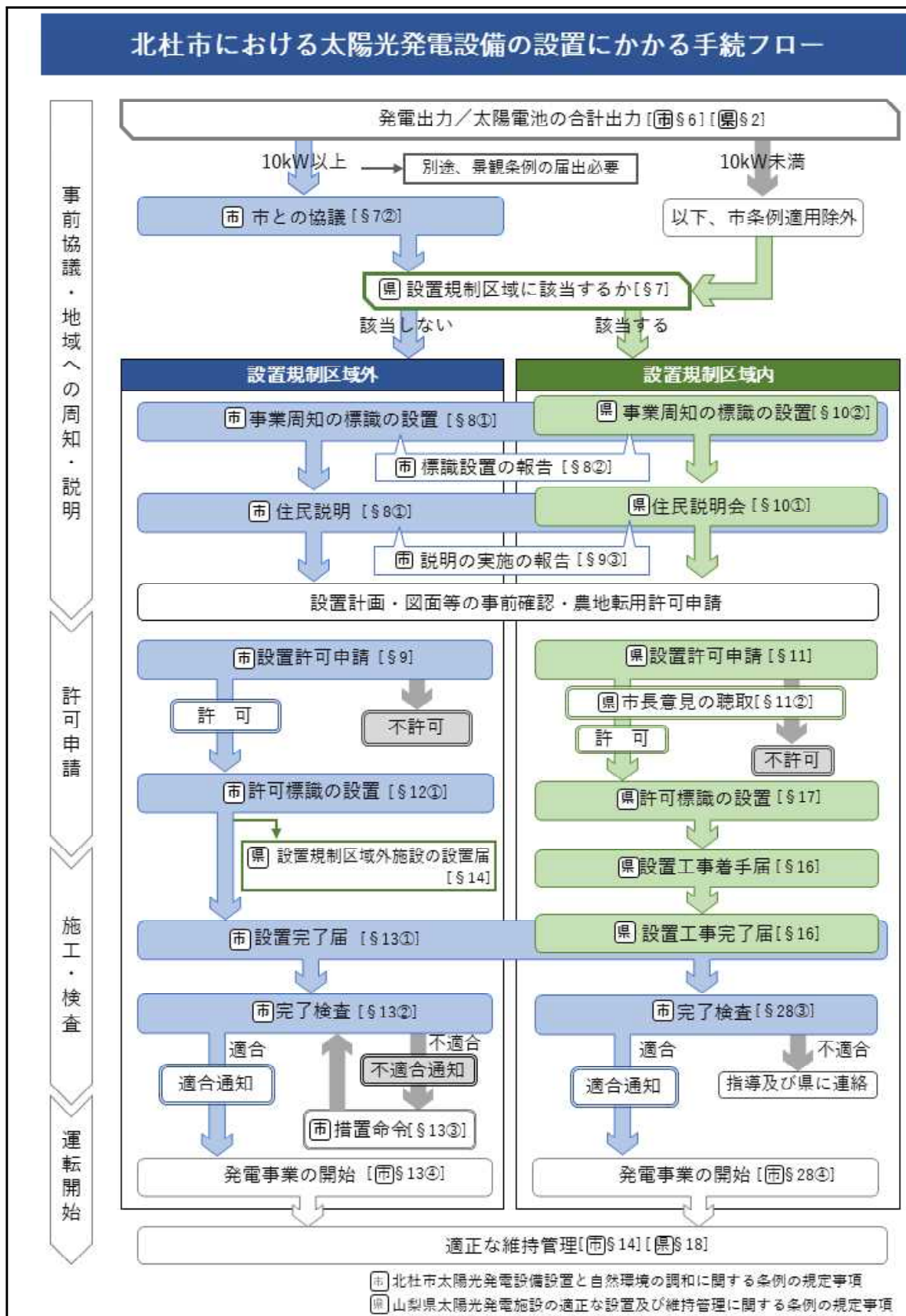
ガイドラインは、法令の内容に沿って、その解釈を踏まえた指針や、自主的に遵守することが推奨されるルールなどを示したものです。

ガイドラインそのものは、法令とは異なるものですが、ガイドラインに従っていないときは、策定の目的・趣旨によっては法令に違反していると判断されるおそれや、ガイドラインに示されている事項と同等、又は同等以上と判断・解釈できる根拠を示すことが求められる場合もあります。

また、北杜市においても北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱などの要綱を制定しています。法令ではありませんが、従わない場合は、結果として事業者としての信頼を損なうおそれがありますので、適切に対応してください。

4 北杜市における太陽光発電設備設置の許可等の流れ

図4-1 北杜市における太陽光発電設備の設置にかかる手続フロー



「図4-1」は、北杜市における太陽光発電設備の設置にかかる手順フローを表したもので、市条例の規定に基づく時系列項目ごと、大きく4つの段階に分け、太陽光発電設備の設置等にあたっての手續等について記載しています。また、山梨県条例に該当する場合も併せて掲載していますが、山梨県条例の適用となっても、許可申請以外の手續は必要です。

なお、事業区域が「農地」の場合は、「図5-1」を確認してください。

(1) 事前協議・地域への周知・説明

①特定区域の確認

まずは、事業区域が、市条例第7条第1項の規定に基づく「特定区域」に該当するか否かを確認します。

特定区域は、市規則第5条・別表第2に掲げるとおりで、太陽光発電設備設置と自然環境及び景観並びに生活環境との調和が特に必要な区域です。具体的には、法令や条例において指定等が行われている区域で、当該の法令や条例に基づき許認可が別に必要となる場合があります。当該の法令や条例の趣旨に基づけば、北杜市としては、設置にあたって立地を避けるべき、または、立地に慎重な検討を要する区域として位置付けられるものです。

事業区域が特定区域に該当するか否か不明の場合は、北杜市に問い合わせてください。

なお、特定区域に該当しない場合は、「②市長との協議」の手續は不要です。

②市長との協議

特定区域に該当する場合は、北杜市に対する最初の手續となります。太陽光発電設備の設置の許可を申請しようとするときは、市条例第7条第2項の規定に基づいて、市長と協議しなければなりません。協議は、「太陽光発電設備設置協議申請書」(様式第1号)により行います。

特定区域は、山梨県条例の「設置規制区域」も含まれていることから、山梨県条例の適用となる場合であっても、この協議は必ず行ってください。

北杜市は、協議申請があったときは、書面により回答(応答)します。回答内容は、設置の許可申請にあたってなど、必要な事項(法定事項)や推奨事項を記載しますので、確認及び必要な事項に取り組んでください。

③事業周知の標識設置及び報告

事業計画の周知を図るため、事業区域の外部から見やすいように、様式第2号により標識を設置します。

山梨県条例が適用される場合にあっては、山梨県条例第10条第2項の規定に基づき、標識の設置を行わなければなりません。市条例に基づく様式を用いることによって、山梨県条例の規定を満たすことができます。したがって、市条例に基づき設置することによって、山梨県条例に基づいて標識を設置したことにもなり、複数の標識を設置する必要はなくなり

ます。

標識を設置したときは、設置した日から起算して7日以内に「標識設置報告書」（様式第3号）により、標識を設置した場所が明示された図面、標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等を添えて北杜市へ報告します。なお、山梨県条例の適用となる場合は、山梨県へも報告する必要があります。

なお、報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容に変更した後に、「標識設置変更届出書」（様式第4号）により、標識の内容を変更した日から起算して7日以内に北杜市へ報告してください。

④住民説明（地域住民等への説明）

事業周知の標識設置を行い、標識設置報告書を北杜市へ報告した後に、地域住民等への説明を行います。

説明は、市規則第8条第2項の規定に基づけば、原則、地域説明会を実施しなければならないということになります。また、地域住民等は、市条例第2条第6号の規定により、「事業区域が所在する北杜市行政区長設置条例に規定する行政区長並びに事業区域の境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者及び居住する者」と定義されています。

地域説明会は、事業区域が属する行政区長に相談するなど、地域の意向を踏まえ、調整の上、実施してください。事業者等の一方的な都合により実施することは控えるべきです。また、山梨県条例においては説明会を実施することとしていますので、山梨県条例の適用となる場合は、必ず説明会を実施しなければなりません。

地域説明会は1回で終了する場合もあれば、複数開催することになる場合もあります。地域住民等に事業計画を理解してもらうことが目的ですから、地域住民等が理解が得られるよう、丁寧な説明に心がけてください。

地域住民等への説明及び山梨県条例に基づく説明の考え方、また、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定申請における説明会等の事前周知については、「8 地域住民等への説明」に記載しています。

（2）許可申請

⑤設置許可申請 及び 説明実施報告書の提出

地域住民等への説明（「住民説明」）を行い、地域住民等の理解を得られたという状態（説明を尽くしたと認められる状態）となった段階で、設置の許可申請を行います。申請にあたっては、申請書及び説明実施報告書を併せて提出します。併せて、景観条例に基づく「景観計画区域内行為届出書」の提出も必要です。

許可申請書及び説明実施報告書に不備があると認められるときなどは、北杜市は書類の是正その他必要な指導や、確認・照会を行うことがあります。

なお、これらの指導等については、申請者の任意の協力となりますが、北杜市は申請に基づく許可基準への適合性の確保などの観点に立ち、審査にあたって必要と認められるときに行うものですから、留意してください。

○山梨県条例が適用となる場合における説明実施報告書の提出について

山梨県条例の適用対象となる場合であっても、市条例に基づいた市域住民等への説明が適切になされているものであるかを確認する必要があるため、山梨県へ許可申請を行ったときは速やかに北杜市へ説明実施報告書を提出してください。

これは、説明に関する事項は、山梨県条例では設置許可申請書の添付書類としていますが、市条例では、設置許可申請書に係る添付書類ではなく、許可申請書とは密接に関わりがあるものの、別の書類として扱っています。北杜市では、市条例の趣旨に基づいて説明が行われているかを確認します。

併せて、景観条例に基づく「景観計画区域内行為届出書」を忘れずに北杜市へ提出してください。

○山梨県条例に基づく市町村長意見

山梨県条例の適用となる場合は、山梨県知事が許可の判断を行うにあたって、事業区域の所在する市町村長の意見を聴くこととしています。北杜市では、意見を行うときは、山梨県条例の関係法令である市条例の許可基準等、規定に沿ったものであるかを確認し、意見することとしていますので、山梨県条例の適用であるからといって、市条例の規定を遵守しなくてよいということにはなりませんので、前もって確認を行い、市条例の許可基準に適合するように計画してください。

なお、北杜市へ提出した説明実施報告書に不備があると認められるときなどは、北杜市は書類の是正その他必要な指導や、確認・照会を行うことがあります。

(3) 施工・検査

⑥許可標識の設置

設置の許可を受けたときは、許可標識を設置した上で、工事に着手してください。

なお、市条例に規定する標識に表示すべき内容は、山梨県条例に規定する許可標識及び再エネ特措法に標識の表示すべき内容を満たしていますので、市長の許可を受けない場合であっても、市条例の許可標識を参考に設置することもできます。

○市条例に基づく許可を受けた設備

市条例に基づく許可後、山梨県に「設置規制区域外施設の設置届」を提出してください。

○山梨県条例に基づく許可を受けた設備

工事に着手したときは、遅滞なく「工事着手届」を山梨県に提出してください。

○留意事項

工事施工中においては、降雨による災害が生じやすい時期もあります。このため、工事施工時期や事業区域の地形等によって、工事施工中に災害が生じないように一時的に防災施設を設けることや、防災施設の先行設置など、適切に対策を講じていくことが非常に重要です。

また、工事完了後も適切に維持管理していくことが重要です、排水路等を施設した場合は、排水路等に土砂堆積の有無や、枯れ葉やゴミなどの詰まりがないかなど日常のチェックが重要です。

⑦設置完了届出の提出

設置工事が完了したら、完了した日から起算して10日以内に北杜市へ「太陽光発電設備設置完了届」を提出してください。

なお、許可後、変更が生じたときや、工事施工中において変更が生じたときは、変更許可申請を行う必要がありますので、必ず変更許可を受けてから、完成するようにしてください。

また、山梨県条例に基づき許可を受けた太陽光発電設備も同様に北杜市に提出する必要があります。

北杜市は、提出を受けたときは、事業者と調整し、完了検査の日時を決めます。

⑧完了検査の実施

検査は、許可内容との適合性について確認します。北杜市は、事業者からの設置許可申請に基づいて、許可基準との適合性を審査し、許可を行ったものですから、許可内容に基づいて太陽光発電設備等が設置されていなければなりません。

なお、山梨県条例に基づき許可を受けた太陽光発電設備は、市条例の許可基準に適合しているかを検査します。

検査により、許可内容との適合性について確認ができた場合は、北杜市は適合通知（許可内容に適合している旨の通知）を行います。適合通知を受けた後でなければ、発電事業を開始できません。設置完了前の試運転調整等は差し支えありませんが、そのまま発電事業を開始することはできません。

検査の結果、適合していないと認められる場合は、是正指導等を行います。これに従わない場合は、措置命令の措置等を講じることになるおそれがありますので、留意してください。

(4) 運転開始

⑨売電事業の開始 及び 適正な維持管理

完成検査により適合通知を受けてから発電事業を開始します。発電事業の開始後は、事業者等は太陽光発電設備や事業区域内の工作物及び施設を適正に維持管理しなければなりません。

具体的には、市条例第14条（市規則第14条／別表4）を確認してください。

いうまでもなく、太陽光発電設備は太陽光を必要とするものですから、特に、事業区域内の雑草が繁茂することによって太陽光が遮られてしまえば、発電自体に影響が及ぶばかりではなく、周辺環境への影響を及ぼすおそれもありますので、何一つ良いことはありません。

また、雨水排水対策のため、施設を設置していても、施設に枯葉やゴミが詰まっていたり機能しないおそれがありますので、日頃のチェックが大切です。

太陽光発電設備は、発電事業の期間（解体・撤去完了までの間）は適切に維持管理されていなければなりません。これが損なわれると、地域住民等からの苦情などの原因にもなりますので、確実に維持管理を行い、地域住民等への設備に関する情報の提供など必要に応じて取り組むなど、地域住民等との良好な関係に努めてください。

⑩売電事業の終了

発電事業を終了し、太陽光発電設備を廃止したときは、廃止した日から起算して30日以内に「廃止届」を提出しなければなりません。

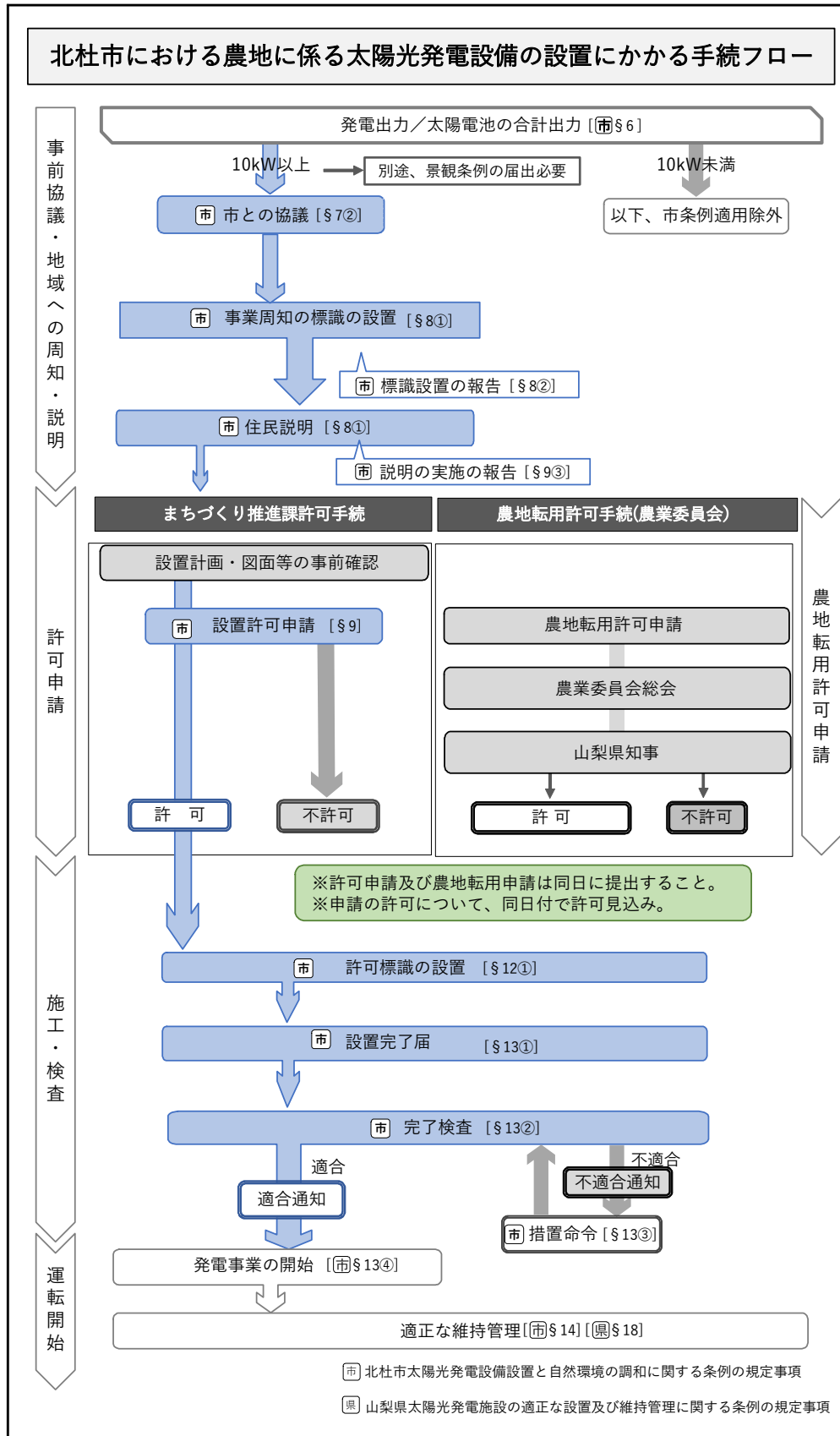
太陽光発電設備の解体・撤去に伴い発生する使用済太陽電池モジュールは、一般的には「金属くず」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物となり、産業廃棄物として扱われますので、これらの品目について許可を得ている収集運搬業者や埋立処分業者に委託することとなります。なお、循環型社会形成推進基本法に基づけば、まず、再利用が可能であるかを廃棄の前に判断する必要があるため、可能な限り再利用に努めてください。

解体、撤去については、事業区域の周辺の安全確保を適切に行い、実施してください。

太陽光発電設備設置の許可後、設置工事が完了するまでの間に事業を廃止するときは、市条例第13条第1項に基づく「取りやめ届」、太陽光発電設備の設置完了後、事業を廃止するときは市条例第23条第2項に基づく「廃止届」となります。

5 農地に係る太陽光発電設備の設置に係る手続の流れ

図5-1 北杜市における農地に係る太陽光発電設備の設置にかかる手続フロー



事業区域が農地（特定区域）に該当する場合は、農地法に基づく転用許可等の手続がありますので、「図5-1」のように農地法と市条例の手続の関係において、留意する必要があります。

農地転用許可にあたっては、市条例に基づき住民説明を終了してから行います。

また、農地転用許可申請と市条例に基づく許可申請は同時に申請してください。

なお、農地法と市条例は許可基準が異なりますが、農地転用許可申請と市条例の許可申請の添付書類が同様となるものは、その内容に整合がとられている必要があります。

- ・農地転用許可申請は、市条例に基づく「地域住民等への説明」が終了してから行う。
- ・農地転用許可申請は、市条例に基づく許可申請と同時に進行。

（1）事業区域に農地が含まれる場合の手続について

農地は特定区域に該当しています。農地を農地として利用することが大前提にありますので、農地を別の用地に転用する場合は、このことをよく確認の上、太陽光発電設備設置の判断を行うようにしてください。

ア 農地法第4条、第5条の許可申請の時期

農地法に基づく、農地転用許可申請は、市条例の設置許可申請と同時に進めます。

したがって、市条例の規定に基づいて、設置の許可申請前に行う、「地域住民等への周知（説明）」が終了してから申請を行うこととなります。

農地転用許可が行われても、市条例の許可がなければ太陽光発電設備の設置ができませんので、農地法においても太陽光発電設備の設置目的の申請に係る用途に供することを確実に認められた（市条例の審査を経て許可相当と判断された）ときに許可を行うものです。

市条例の規定に基づく申請は、関係法令の遵守が確認できる書類として、農地転用許可書又は農地法転用申請書を添付することを求めています。この書類が添付されていなくても差し支えないこととします。

なお、農地法に基づく転用許可の申請窓口は北杜市農業委員会です。

イ 農地法第4条、第5条の許可の時期

北杜市農業委員会総会の審議・議決を経た上で、申請案件が山梨県に進達され、山梨県においても審議の上、許可が行われることとなります。

同時に申請した市条例に基づく許可基準等への適合性に係る審査、確認を並行して行っており、北杜市と農業委員会等が相互に連絡・調整を図っていますので、およそ市条例の許可と同時期に許可が行われるものと考えてください。

農地法の許可を受けたときは、確認のため許可書の写しを北杜市に提出してください。

(2) 営農型太陽光発電設備の手続について

営農型太陽光発電設備（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備）を設置し、発電事業を実施しようとするケースは様々で、土地所有者が自ら営農を行いながら営農型太陽光発電設備を設置する場合や、土地所有者自らが営農を行うが、別の事業者により農地を貸借し営農型太陽光発電設備を設置する場合などが考えられ、それぞれにおいて必要なケースと手続を「表5-2-1」にまとめています。

その中でも農地を営農目的で貸借する場合は、利用権設定（農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を作成し、当該計画について北杜市の決定を受けること）が必要です。

なお、北杜市では、利用権設定の事務・手続を、北杜市農業委員会に事務委任して実施していますので、詳しくは北杜市農業委員会に相談してください。

表5-2-1 営農型太陽光発電設備を設置する上でのケースと手続

| ケース | 事業者等 | | | 申請手続 | | | |
|-----|-------|-----|--------|-------|-----------|-----------|--|
| | 土地所有者 | 営農者 | 設備の設置者 | 利用権設定 | 地上権設定 | 一時転用許可 | 説明（必要な手続） |
| 1 | X | X | X | — | — | ○ (4条) | ・Xによる4条申請(支柱部分の一時転用のみ) |
| 2 | X | X | Y | — | ○ (3条) | ○ (5条) | ・地上権設定はXYによる3条申請 ・支柱部分の一時転用はXY間による5条申請 |
| 3 | X | Y | Y | ○ | — | ○ (4条) | ・Yが営農を行うためXY間で利用権設定 ・利用権設定後、支柱部分の一時転用をYが行う(所有者Xの同意が必要)。 |
| 4 | X | Y | X | ○ | — | ○ (4条) | ・Yが営農を行うためXY間で利用権設定 ・利用権設定後、支柱部分の一時転用をXが行う(営農者Yの同意が必要) |
| 5 | X | Y | Z | ○ | ○ (3条) | ○ (5条) | ・Yが営農を行うためXY間で利用権設定 ・利用権設定後、地上権設定をXZによる3条申請(営農者Yの同意が必要) ・利用権設定後、支柱部分の一時転用をXZ間による5条申請(営農者Yの同意が必要) |

(3) 営農型太陽光発電設備の留意事項

営農型太陽光発電設備は、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みです。農業振興地域農用地区域である農地においても実施できますが、設置にあたっては一時転用の許可が必要です。

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得している場合は、電力買取期間が20年ですが、一時転用許可の期間は一般的には3年です。一時転用期間が終了するときは、再許可（改めて申請を行い、許可を受けること）が可能ですが、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断することとされていますので、年に1回の報告を行い農作物の生産等に支障が生じていないかチェックを受け、報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元しなければなりません。

したがって、営農が適切に継続されていないときは、発電も継続することはできないこととなり、この場合や、発電事業期間が終了し太陽光発電設備を廃止する場合は、いずれも農地に復さなければならないことを理解の上、十分検討、計画してください。

また、北杜市は農山村地域であり、地域において共同で行う農作業や農業用水の利用を中心に農事活動が行われています。当該の地域に新規参入する場合などは、地域の農事活動に積極的に参加するなど、地域とのコミュニケーションに努めることが重要です。

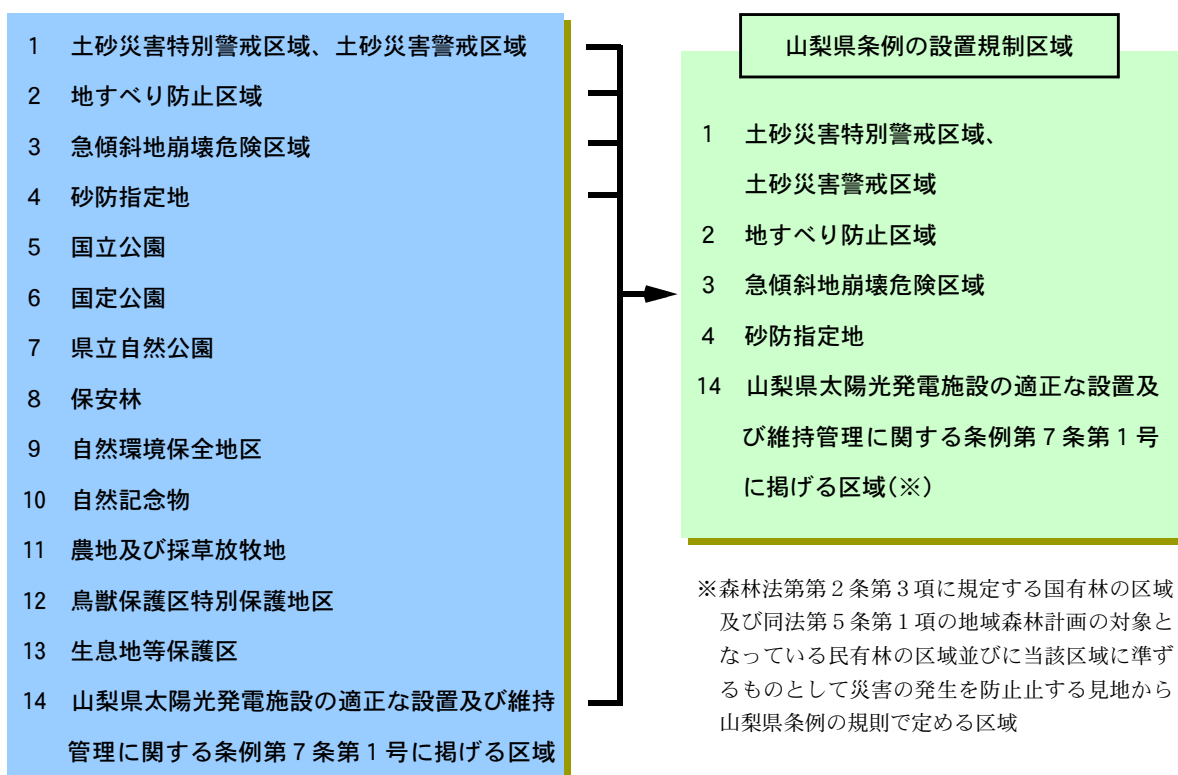
6 特定区域

(1) 特定区域について

特定区域は、太陽光発電設備の設置と自然環境及び景観並びに生活環境との調和が特に必要な区域として指定したもので、当該する法令や条例を根拠として指定されている区域です。この観点に基づけば、特定区域は立地を避けるべき区域、または、立地に慎重な検討が必要な区域であることを意味していますので、事業実施について十分検討してください。

また、事業区域が特定区域に該当する場合は、当該指定の法令や条例の規定に基づいて、太陽光発電設備の設置やこれに伴う土地の形質の変更などの行為に対して許可を要す場合や、そもそも行為自体の制限を受ける場合もあり、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたからといって、特定区域に該当する法令や条例に基づく許可を担保しているわけではありませんので、留意してください。

図6-1-1 特定区域（及び山梨県条例の設置規制区域）



なお、「図6-1-1」のとおり、山梨県条例に基づく「設置規制区域」も特定区域に指定していますので、これに該当し、山梨県条例に基づき許可を受けたときは、市条例の許可（設置の許可申請）は要しないこととしています。市条例に基づく市長との協議（事前協議）は必要です。

事業区域が特定区域に該当しているかわからないときや、判断が付かないときは、北杜市に問い合わせてください。

(2) 埋蔵文化財の包蔵地

特定区域には指定していませんが、事業区域が埋蔵文化財の包蔵地に該当する場合があります。埋蔵文化財とは、文字どおり土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のことで、北杜市内には約1,000箇所あり、事前に北杜市教育委員会に照会を行うようにしてください。

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合、また、新たに遺跡を発見した場合は届出等を行う必要がありますので、注意してください。

なお、ここでいう土木工事などの開発事業は、都市計画法に基づくなど、法令等の該当の有無を問いませんので、太陽光発電設備の設置も該当となります。

届出があった場合において、北杜市教育委員会は、事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残すなど、包蔵地の取扱方法を決めますので、これに従ってください。

(3) 市長との協議（事前協議）

事業区域が特定区域に該当するときは、「太陽光発電設備設置協議申請書」（様式第1号）により関係書類を添えて協議の申請（以降、本項において「事前協議」といいます。）を行います。

事前協議は、事業周知の標識の設置に先立ち、行わなければなりませんので、事前協議と事業周知の標識設置を同時に行うことはできません。したがって、事前協議の申請と標識設置報告は同時に受け付けることはできません。

①太陽光発電設備に関する計画

表6-3-1 太陽光発電設備設置協議申請書への記載事項

| | | |
|----------------|--|--|
| 発電設備の名称 | ✎ 設備の名称を記載してください。 ※許可標識の名称に記載されることとなります。 | |
| 設備ID | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 | |
| 発電設備出力（太陽電池出力） | kW（ kW） ✎ 再エネ特措法に基づく認定を受けている場合は、その認定の内容に基づき記載してください。 ※パワーコンディショナーを複数設置している場合は、各系列におけるパワーコンディショナーの出力容量と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の値をそれぞれ合計した値が発電出力となります。 | |
| 事業区域 | 所在 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |
| | 土地の地目 | <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ） ✎ 該当の全てに✓を記載してください。 |
| | 特定区域の名称 | ✎ 該当する全ての区域について記載してください。 |
| 工事施工者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |

| | | |
|------------------------------|---------|---|
| | 連絡先電話番号 | <p>✎ 本事業が照会できる連絡先を記載してください。 ※担当者の氏名を記載してください。なお、個人情報に該当する場合は、その旨明記してください。</p> |
| 設置工事 | 着手予定日 | <p>※許可等の見通しを立てて予定日を記載しても差し支えありませんが、今後の事業者等の取組や手続による場合もあるなど、北杜市はこの意向に対し確約するものではありません。</p> |
| | 完了予定日 | <p>※期日を記載しがたい場合は、工期として着手から〇ヶ月間としても差し支えありません。</p> |
| 事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況 | | <p>✎ 事前協議時に取得している許認可又は確認があれば記載してください。 ✎ これから許認可等を取得する場合は、当該所管庁との協議状況について記載してください。 ※既に埋蔵文化財包蔵地に関する照会を行っている場合は、照会結果を記載してください。</p> |

②関係書類

事前協議には次の書類を添付します。

○「1 案内図」

様式等は問いませんが、第三者が見てもわかりやすいように心がけてください。

※著作権を有するものを利用する場合は、著作権者からの許諾が必要です。

○「2 登記簿謄本の写し」

事業区域に係る土地の全部事項証明書を添付してください。所有権以外の権利も確認しますので、全部事項証明書（写しでも可とします。）としてください。

事業区域を借り受けて太陽光発電設備を設置しようとする場合は、貸借契約など権利関係が分かる書類を併せて添付してください。

なお、事前協議段階で権利関係が確立されていない場合であっても、事前協議して差し支えありませんが、許可申請時においては、権利関係が確立等されていなければなりません。

（4）事前協議に対する応答（回答）

事前協議は、「申請」として扱っています。このため、北杜市は必ず応答（回答）しますので、この前に標識設置等はしないようにしてください。

北杜市では、事前協議に基づき、特定区域の確認や認定IDに基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報などについて確認を行い、市条例の規定や関係法令や条例の規定に基づく必要な事項（法定事項）や推奨事項を記載して回答します。

今後見込まれる許可申請においても「特定区域の名称及び協議の状況」を記載することとなり、北杜市では許可申請の内容に事前協議に対する回答が反映されているものであるかを確認しますので、留意して取り組んでください。

7 事業周知の標識の設置及び報告

事前協議は特定区域に該当する場合に必要な手続でしたが、事業周知の標識設置及び報告は、北杜市において太陽光発電設備を設置しようとする事業者等は全てこの手続を踏まなければなりません。

北杜市としては、事業区域が特定区域に該当する場合も北杜市からの応答により検討を行った上で、事業周知の標識設置を行うものであることから、この手続（報告）によって事業実施を確知できるものとしています。これは、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、太陽光発電設備の設置に係る手続に着手しないまま、事業者を変更する場合や、認定を受けずに事業を行おうとする場合もあるため、実際に太陽光発電設備の設置を行おうとすることが共通して確認できるためです。

標識の設置によって、地域住民等を含む周辺住民が事業実施が計画されていることを確知することになりますので、説明を行う前であっても問い合わせ等があった場合は、適切に対応してください。

また、本標識の設置は、市条例第12条第1項の規定により、許可標識を設置するまでの間、設置しておかなければなりません。

(1) 標識の記載事項

標識の記載事項は、様式第2号のとおりです。山梨県条例に規定されている事項も網羅されていますので、基本的には様式2号に基づいて標識を作成することで、市条例と山梨県条例それぞれの標識を設置する必要はありません。

寸法は、縦横いずれも100センチメートル以上としてください。

記載は手書きでも、シール等による貼り付けでも問題はありませんが、見た人が分かることが重要です。事業を取りやめない限りは、許可標識の設置まで設置しておかなければならないといえますので、時間の経過とともに、表示が退色したり消えたりすることのないようにしてください。

表7-1-1 標識の記載事項

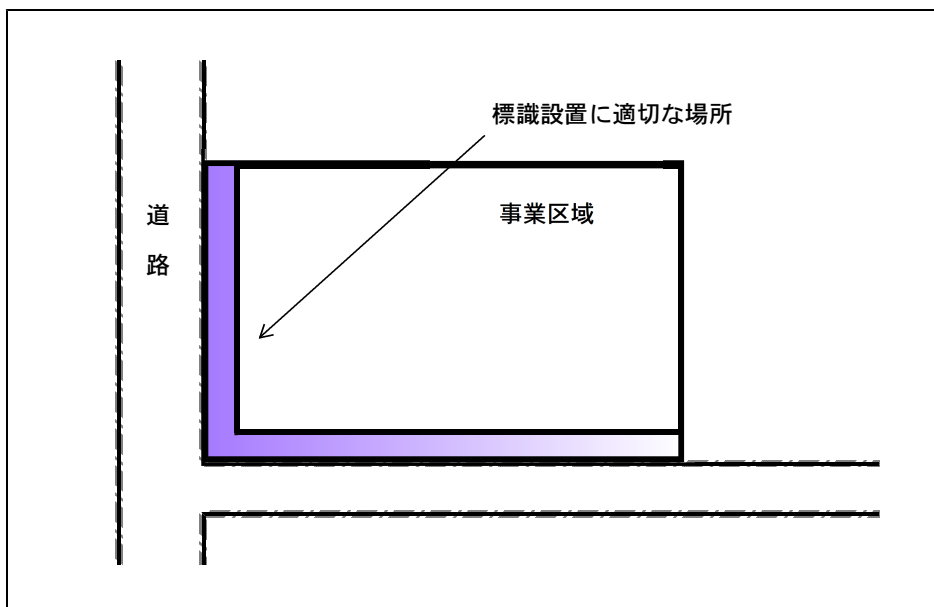
| 太陽光発電設備設置計画のお知らせ | | |
|------------------|---------|---|
| 設備ID | | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 |
| 事業者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| | 連絡先電話番号 | ✎ 本事業計画が照会できる連絡先を記載してください。 |
| 事業区域 | 場所 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |

| | | |
|------------------|---------|--|
| 予定発電電力（予定太陽電池出力） | | <p style="text-align: center;">kW（ kW）</p> <p>✎ 再エネ特措法に基づく認定を受けている場合は、その認定の内容に基づき記載してください。</p> <p>✎ パワーコンディショナーを複数設置している場合は、各系列におけるパワーコンディショナーの出力容量と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の値をそれぞれ合計した値が発電出力となります。</p> |
| 工事施工者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| | 連絡先電話番号 | ✎ 本事業が照会できる連絡先を記載してください。 |
| 代理人 | 住所 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※事業者の代理人がいる場合は記載してください。 （記載事項は「工事施工者」と同様です。） </div> |
| | 氏名又は名称 | |
| | 連絡先電話番号 | |
| 設置工事 | 着手予定日 | ✎ 予定の日を記載してください。 |
| | 完了予定日 | ✎ 予定の日を記載してください。 |
| 標識設置年月日 | | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>✎ 標識を設置した日を記載してください。</p> |

（２）標識の設置場所

標識は、事業区域の外部から見やすいように設置します。一般的には「図7-2-1」のような場所が適切であると考えられますが、事業区域の立地状況により判断してください。

図7-2-1 設置場所



(3) 標識設置の報告

標識の設置を行ったときは、設置した日から起算して7日以内に標識設置報告書（様式第3号）を北杜市へ提出します。記載する事項は、様式第2号（表7-1-1）と変わるところはありません。

関係書類として、「1 標識を設置した場所が明示された図面」及び「2 標識設置状況及び記載内容が分かる写真」を添付してください。

(4) 標識設置内容の変更が生じた場合

設置した標識（提出した標識設置報告書）の内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届（様式第4号）を、標識の内容を変更した日から起算して7日以内に北杜市へ提出しなければなりません。

報告事項については、変更が生じた事項となりますので、変更前と変更後を記載し、変更の内容（理由等）記載してください。

関係書類として、「1 変更後の標識を設置した場所が明示された図面」及び「2 変更後の標識設置状況及び記載内容が分かる写真」を添付してください。

8 地域住民等への説明

市条例第8条第1号の規定に基づき、地域住民等への説明を行います。説明の方法は、地域説明会、個別説明会等適切な方法としていますが、市規則第8条第2項各号の関係書類に基づけば、原則、地域説明会を実施しなければならないということになります。

地域説明会は、形式的に行えばよいというものではなく、市条例の趣旨・目的に沿っていることが求められます。

したがって、市条例第4条第2項の規定に基づくと、地域住民等を包含する「周辺住民」に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努めなければならないとしておりますので、事業者の責務として地域の住民等の理解等を得るために、適切にコミュニケーションをとり、どのように取り組んだものであるか、その実績が非常に重要であり、このように取り組んでいると認められない場合、北杜市としては、許可することは適当ではないと考えていますので、適切、丁寧に取り組んでください。

(1) 地域住民等の範囲の解釈

市条例の定義において、地域住民等は「事業区域が所在する北杜市行政区長設置条例に規定する行政区の行政区長並びに事業区域の境界線から水平距離が100メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者及び居住する者をいう。」としています。

行政区長については、行政区長1名のみを地域住民等としているのではなく、当該行政区を管轄する地域の代表者と位置付けているものであり、当該行政区に所属する住民は地域住民等に該当し、水平距離100メートルの範囲以上となることを妨げるものではありません。

また、事業区域に隣接などして農業用水路がある場合は、水利を管理する組合等団体も利害関係者と認められるなど、合理的な理由があると認められる場合は、これらに該当する住民等は地域住民等に含まれることとなります。

したがって、当該行政区民その他利害関係があると認められる場合は、地域住民等に該当し、事業区域の境界線からの水平距離が100メートル以上であるからといって、これらの住民等を除外すべきものとはなりませんので、定義は事業者等が説明すべき最小限度に過ぎず、最大限ではないというように解釈してください。

また、地域住民等の範囲・解釈はあるものの、説明会を開催した場合、太陽光発電設備に関心があり、説明会参加を希望する住民がいるときは、説明に支障のない限り、出席してもらうことも大切です。

(2) 説明の方法・実施

説明の方法は、地域住民等が一堂に会して行われる「地域説明会」として、開催にあたっては、地域住民等との調整を図り、かつ、参集の便を考慮して実施するようにしてください。

事業者等が事業の実施を計画していることに基づいて、地域住民等が地域説明会に応じて

もらう、協力してもらうものであることから、開催の日時、場所など、地域住民等の意向、求めなどを尊重するなど、柔軟かつ適切に対応してください。

地域説明会の実施にあたっては、通知する地域住民等の出欠席の確認や、説明会開催前にあらかじめ説明資料を送付する等により事業計画を周知し、意見等をいただけるようにしておくことも有効であると考えます。

なお、地域住民等との調整等に基づくなど合理的な事情、理由があるときは、個別説明会その他適切な方法によって実施することを妨げるものではありませんが、地域説明会の開催ができない場合であっても事業者等のみの都合による判断は避けるようにしてください。加えて、個別説明会等適切な方法により説明を行った場合は、個別説明会であっても地域住民等とのやりとりの記録など、議事録に代わるものや、事業内容に対する理解の状況などが分かる書類を提出しなければなりませんので、十分留意して実施してください。

(3) 事業内容の説明

地域説明会へは事業者自らが出席し、説明を行うこと。

地域説明会へは事業者自らが出席し、説明を行うようにしてください。事業者が個人である場合は当該の個人、法人にあつては法人代表者や当該事業について責任を有する（説明できる者）が出席してください。なお、専門的な事項に関する説明を補足するため、委託等事業者が同席することを妨げるものではありません。

地域住民等に対する事業内容の説明は、事業計画として、許可申請及び添付書類に基づくことが基本となりますが、設置工事から維持管理、太陽光発電設備廃止後の予定等丁寧な説明に心がけてください。

加えて、事業区域が関係法令に該当している場合は、当該関係法令に基づく手続のスケジュールや考え方、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」などに基づく推奨される事項等について、幅広く確認を行い、現在の取組状況や今後の取組方針について説明できるようにしておくことが大切です。

また、地域住民等からの確認や質問によって、気付きが与えられることもあります。質問には誠実に回答し、適切なコミュニケーションをとり、地域との信頼関係を築き、調和が図られ、もって、地域と共生した事業となるように努めてください。

(4) 市条例と山梨県条例との関係に基づく説明のあり方について

① 地域説明会の実施【重要】

山梨県条例においては、設置許可の申請に係る太陽光発電事業の説明会を開催し、当該太陽光発電事業の内容を説明しなければならないとしています。

また、開催した説明会は、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項（地域住民等への説明等状況報告書）の提出を求めており、この報告書の提出は、山梨県条例に基づく山梨県知事の許可を要しない設置規制区域外の施設に関する設置届においても適用されています。山梨県条例では、設置規制区域外においての説明会実施に関して、特段の規定は設けられておりませんが、「地域説明会」を実施してください。

市条例では、「説明実施報告書」に必要な書類として、山梨県へ提出する「設置規制区域外施設の設置届」に添付する太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項（地域住民等への説明等状況報告書）を併せて提出していただきますので、市条例、山梨県条例の規定、提出様式をよく確認し、地域説明会を実施してください。

② 山梨県条例に基づく説明会の対象範囲の解釈

山梨県条例における説明会の対象範囲は、「表7-4-1」の者に対し、説明会を実施することと規定しています。

表7-4-1 山梨県条例に基づく説明の対象者（地域住民等）

- | |
|--|
| <p>① 事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体の区域に居住する者</p> <p>② ①に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者</p> |
|--|

地縁による団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定されている団体で、事業区域の所在によっては、この団体が存在していない場合もあります。

山梨県条例の「手引書」によれば、「説明の対象者は、事業区域が所在する町または字の区域に居住する住民やその自治会のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民（例えば、事業区域に隣接する自治会の住民など）も含まれます。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電設備の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。このため、事業区域が所在する市町村と協議し、市町村が必要と認める地域住民等を対象に説明会を開催してください。」としています。

これに基づく北杜市としての考えは、「地域住民等の定義及びその解釈に基づく者、及び当該事業区域に地縁による団体が存在している場合は、当該地縁による団体の区域に居住する者」ということとなります。

したがって、山梨県条例に基づいて説明会を実施する場合においても、市条例の地域住民等の範囲を満たすように実施する必要があり、このように実施することによって、山梨県条例と市条例を分けて、それぞれの規定に基づく説明会開催の必要はなくなります。併せて、山梨県条例においては、第9条に規定している「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」を含めて説明を行わなければなりませんので、留意してください。

また、事業区域が地縁による団体の区域となっているかについては北杜市へ照会してください。

(5) 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けて太陽光発電設備を設置しようとする場合【重要】

2024年4月1日より、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知（説明会又は事前周知措置）を求めています。

再エネ特措法に基づけば、一般的には、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請の日の3ヶ月前までに説明会を行うこととしています。

市条例では、事業周知の標識の設置を行ってから地域説明会を実施することとなりますが、北杜市に設置される太陽光発電設備のほとんどが再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていることを踏まえ、以下の事項に留意して手続等を行ってください。

なお、北杜市においては、市条例の適用対象となる太陽光発電設備は、原則、地域説明会の実施を求めていますので、再エネ特措法に基づく事前周知措置（説明会以外の手法での事前周知。再エネ特措法省令の規定により説明会の開催を要しない出力50キロワット未満の太陽光発電設備が該当）のみでは、市条例の規定を満たしたことはありませんので、市条例が適用される全ての太陽光発電設備は、原則として説明会（地域説明会）を実施することになります。

また、既に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、変更認定の必要がない限り再エネ特措法に基づく説明会等の事前周知の必要はないと考えられますが、市条例に基づく設置の許可を受けるためには、市条例に基づく地域住民等への周知（説明）の手続は必要です。

① 再生可能エネルギー発電事業計画策定にあたっては、市条例の規定（許可基準等）を確認した上で策定すること

事業者の取組において、これまでと変わるといえるものではありませんが、再エネ特措法省令に「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）の遵守に関する事項」（第4条の2の3第2項第3号ロ）について必要かつ適切な説明をすることと規定しています。このことは、再生可能エネルギー発電事業計画の認定のために実施する説明会は、市条例の規定も充足した説明を行うこととなりますので、市条例の許可基準に適合した再生可能エネルギー発電事業計画とする必要があります。

② 再エネ特措法に基づく設備ごとの説明対象範囲（周辺地域の住民の範囲）

再エネ特措法では説明の対象範囲に関して、事前に市町村へ相談することを求めています。市条例の手続との関係もありますので、北杜市へご相談ください。

【対象範囲】

- i 出力50キロワット未満……実施場所の敷地境界から100メートルの範囲
- ii 出力50キロワット以上……実施場所の敷地境界から300メートルの範囲
- iii 環境アセスメント対象……実施場所の敷地境界から1キロメートルの範囲

【周辺地域の住民】

上記の範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者

(市条例に基づく地域住民等の範囲)

事業区域が所在する北杜市行政区長設置条例に規定する行政区の行政区長並びに事業区域の境界線から水平距離が100メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者及び居住する者

③ 事業周知の標識の設置（及び標識設置報告書の提出）

市条例に基づけば、手続として必ず事業周知の標識を行ってから、地域住民等への周知（説明）を行うこととしています。

再生可能エネルギー発電事業計画の認定では、認定申請日の3ヶ月前までに開催することとしておりますが、周辺地域の住民（地域住民等）に事業計画を理解してもらうために説明会を開催する以上、事業周知の趣旨からも標識をあらかじめ設置することは有効です。このため、説明会の開催前に市条例に基づく事業周知の標識（様式第2号）の設置を行ってください。

また、標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第3号）を市に提出してください。なお、いずれの様式にもこの時点で「設備ID」を記載する必要はありません。

④ 説明会の実施（開催）

再エネ特措法に基づけば、説明会の要件を満たす方法として、開催を予定する日の2週間前までに「投函又は戸別訪問により書面を配布する方法」等により周辺地域の住民に対して通知することと規定されています。北杜市においては、上記「(2)」に準じて、周辺地域の住民（地域住民等）との調整を図り、かつ、参集の便を考慮して適切に通知、説明会を開催してください。

なお、北杜市では公報若しくは広報誌への掲載は考えていませんのでご注意ください。

説明にあたっては、市条例の規定を充足して、再エネ特措法に基づく必要な項目（再エネ特措法省令第4条の2の3第2項第3号）を説明してください。

⑤ 「再エネ特措法に基づく説明」と「市条例に基づく周知（説明）」の関係

再エネ特措法と市条例は、その説明の対象者が異なっていますので、市条例の手続を省略できるということにはなりません。

市条例において求めている「再生可能エネルギー発電事業計画の認定(認定情報の写し)」

は、許可要件である一般送配電事業者等との電力系統接続契約の有無など、事業の実効性を確認するものです。

このため、原則として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていることをもって、市条例に基づく周知（説明）が行われたということにはあらず、北杜市は市条例に基づいて適切に地域住民等へ周知（説明）がなされたものであるかを確認します。

⑥ 説明実施報告書への関係書類として添付

市条例に基づく地域住民等への周知（説明）は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定のために開催した説明会も含まれます。このため、認定申請に添付した資料（再エネ特措法第9条第2項第7号に規定する事項。説明概要報告書等）は、説明実施報告書への関係書類（その他市長が必要と認める書類）として提出してください。

⑦ 設置許可申請

再生可能エネルギー発電事業計画の認定は一般送配電事業者等との電力系統接続契約を確認（許可基準の適合確認）するものとなりますので、市条例に基づく設置の許可申請は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けてから行ってください。

（6）説明実施報告書及び関係書類の提出

地域説明会が終了した後、設置の許可申請を行うに至ったときは、北杜市に許可申請書と併せて「説明実施報告書」を提出します。なお、山梨県条例の適用となる場合であっても、山梨県に許可申請を行うときに、別途、北杜市へ提出します。

説明実施報告書には、関係書類として、説明を行った際に配付した資料、地域住民等の範囲及び権利関係に係る書類、説明会の議事録及び参加者が分かる書類などを添付します。

また、北杜市の許可を要するもの（山梨県条例に基づく「設置規制区域」外）については、山梨県へは「設置規制区域外施設の設置届出書」を提出することとなりますが、この届出書には太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項を添付することが求められていますので、この場合、説明実施報告書へは、市規則にあるとおり、説明を行った際に配布した資料や議事録及び参加者が分かる書類等のほか、山梨県条例第14条第1項第6号に基づき、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項（山梨県が定める「地域住民等への説明等状況報告書」）を添付するようにしてください。

この「太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項（地域住民等への説明等状況報告書）」は、北杜市の確認を経た上で、山梨県へ「設置規制区域外施設の設置届出書」に添付して提出しなければなりません。

北杜市では、許可の通知時に併せて、確認済みの「地域住民等への説明等状況報告書」を交付しますので、北杜市の許可を受けたことが分かる書類と併せて添付し、山梨県へ「設置規制区域外施設の設置届出書」を提出してください。

9 設置の許可申請

太陽光発電設備の設置は、山梨県の許可を受けた場合を除き、北杜市長の許可を受けないで行ってはなりません。このため、設備設置の許可を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添えて、併せて、地域住民等への説明に係る報告書（説明実施報告書）を提出しなければなりません。

(1) 許可申請

設置の許可を受けようとするときは、市条例第9条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した「太陽光発電設備設置許可申請書」（様式第5号）を北杜市に提出します。

申請書及び添付する関係書類は、北杜市が審査する許可基準等への適合性に関して必要な書類であることから、市条例第10条各項を確認の上作成することになります。

表9-2-1 申請書記載事項（市条例第9条第2項各号）

- ① 事業区域の所在及び面積
- ② 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ③ 太陽光発電設備の設置に着手する予定日及び設置が完了する予定日
- ④ 太陽光発電設備の設置完了時における土地の形状及び設置する位置
- ⑤ 太陽光発電設備の設置に係る設計及び構造
- ⑥ 太陽光発電設備の発電出力及び太陽電池の合計出力
- ⑦ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- ⑧ 自然環境、景観及び生活環境の調和のための措置
- ⑨ 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生防止のための措置
- ⑩ 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可又は確認の取得状況
- ⑪ 太陽光発電設備の維持管理計画及び廃止後の措置
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

↓（市規則第7条第2項／別表第3）……「表9-2-3」

- ⑫-i 太陽光発電設備に関する計画
- ⑫-ii 土地所有者の確認
- ⑫-iii 太陽光発電設備の位置及び配置
- ⑫-iv 太陽光発電設備の設計及び構造
- ⑫-v 排水、災害防止計画
- ⑫-vi 自然環境、景観及び生活環境措置
- ⑫-vii 許認可又は確認取得状況
- ⑫-viii 維持管理計画等
- ⑫-ix 現況写真
- ⑫-x 条例第10条第2項に係る確認書類

※特に必要と認めるときは、別表第3に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることができる。（市規則第7条第3項）

①から⑫までの事項を記載して申請書を提出しなければなりません。各号の事項が密接に関係する、又は、それぞれの事項を併せて図示等できることもあります。このような場合、各号の事項に従いそれぞれ書類を作成することを求めませんが、できる限り、書類がどの事項にあたるものであるか分かるようにしてください。

○再エネ特措法に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を取得している場合における留意事項

許可申請書と認定情報が一致していること。

許可申請書に記載する事項は、「再生可能エネルギー発電事業計画」認定の「事業者名」、「発電設備の設置場所」、「発電設備の出力」及び「太陽電池に係る事項／合計出力」と一致している必要があります。

また、当初認定を受けた事業者を変更して、許可申請を行う場合は、必ず変更認定を受けてから、申請してください。

(認定失効制度関係)

再エネ特措法に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を取得し、一定の期間が経過している事業である場合は、取得した認定が現に有効かつ適切に手続が行われていること。

表9-2-1内「⑩」、「⑫-vii」に関する事項となりますが、再エネ特措法に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を取得している事業で、一般送配電事業者等に系統連系工事着工申込書が受領されていない場合は、認定取得から4年を経過したときに、当該認定が失効します（再エネ特措法省令第13条の2）。

一方、許可基準の市条例第10条第1項第4項における「事業の実施が確実なものである」ことは、一般送配電事業者等との電力供給契約その他系統連系が確実と認められることが必要で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、認定をもって確認することができますが、認定が失効したときは、一般送配電事業者等との電力供給契約等電力系統への接続についてもその効果を失うこととなり、このことは、許可基準に適合しないことを指していますのでご注意ください。この場合は、改めて一般送配電事業者等と電力供給契約等を締結するか、再度認定を取得する必要があります。

特に、事業区域が農地、地域森林計画対象民有林に該当する場合は、土地の使用権限を有すほかに、農地法に基づく農地転用許可や森林法に基づく林地開発許可（事業規模0.5ヘクタール以上）を受ける必要がありますので（再エネ特措法省令第13条の3）、この要件を満たしてから、一般送配電事業者等へ系統連系工事着工の申込みを行わなければなりません。

①太陽光発電設備に関する計画

許可申請書に記載する「太陽光発電設備に関する計画」は、「表9-2-2」のとおりです。本計画へは、「表9-2-3」を確認し、許可基準に適合するよう、また、書類を整理した上で記載するようになしてください。

表9-2-2 許可申請書の記載事項

| | | |
|------------------------------|----------------|--|
| 発電設備の名称 | | <p>✎ 設備の名称を記載してください。 ※許可標識の名称に記載されることになります。</p> |
| 設備ID | | <p>✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。</p> |
| 発電設備出力(太陽電池出力) | | <p>kW (kW)</p> <p>✎ 再エネ特措法に基づく認定を受けている場合は、その認定の内容に基づき記載してください。 ※パワーコンディショナーを複数設置している場合は、各系列におけるパワーコンディショナーの出力容量と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の値をそれぞれ合計した値が発電出力となります。</p> |
| 事業区域 | 所在 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |
| | 土地の地目 | <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他() ✎ 該当の全てに✓を記載してください。 |
| | 土地所有者氏名 | ✎ 土地登記簿上の名義人を記載してください。 |
| | 特定区域の名称及び協議の状況 | <p>※特定区域に該当しない場合は「該当なし」と記載してください。 ✎ 特定区域の名称を記載し、北杜市からの回答について記載してください。(回答の写しの添付でも可。)</p> |
| 現場管理者 | 住所 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現場管理者は、工事施工者又は工事現場において管理する者を指します。 ※法人又は団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。 </div> |
| | 氏名又は名称 | |
| | 連絡先電話番号 | |
| 設置工事 | 着手予定日 | ✎ 予定の日を記載してください。 |
| | 完了予定日 | ✎ 予定の日を記載してください。 |
| 事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況 | | <p>✎ 事前協議を行った場合は、その後申請に至るまでの間に取得している許認可又は確認があれば記載してください。 ✎ これから許認可等を取得する場合は、当該所管庁との協議や手続状況について記載してください。 ※申請時においては、埋蔵文化財包蔵地に関する照会を行っている必要がありますので、その結果について記載してください。</p> |

②関係書類

関係書類は許可基準各項目に関するものとなりますので、「表9-2-3」を基に書類の整理を行うようにしてください。

表9-2-3 市条例第9条第2項第12号に基づき規則で定める事項

| 項目 | 明示すべき事項及び添付書類等 | 説明等 |
|----------------|---|---|
| 太陽光発電設備に関する計画 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積 2 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び現場管理者の氏名及び住所 3 設置工事の着手予定日及び完了予定日 | <p>申請書「太陽光発電設備に関する計画」 ※「表9-2-2」参照。</p> <p><input type="checkbox"/>現場管理者が事業者と異なる場合は、事業者と現場管理者の関係が分かる書類 <input type="checkbox"/>事業者の代理人が申請及び申請内容に係る窓口となる場合、委任状など事業者と代理人の関係が分かる書類</p> |
| 土地所有者の確認 | <ol style="list-style-type: none"> 1 土地登記簿謄本の写し（発行から3箇月以内のもので証明のあるもの） 2 賃貸借の場合、権利関係が確認できるもの | <p>関係書類「1 土地所有者の確認書類」</p> <p><input type="checkbox"/>事業区域に係る土地全部事項証明書</p> <p>➤土地所有者と申請者（事業者）が異なる場合 <許可を前提に売買契約を締結する場合> <input type="checkbox"/>（条件付）売買契約書や仮契約書など、その旨が分かる、確実性があると認められる書類（写し）。 <貸借等の場合> <input type="checkbox"/>貸借契約書の写し。 <input type="checkbox"/>地役権設定契約書の写し。 ・契約締結が許可を前提としている場合 <input type="checkbox"/>土地所有者の意思表示が分かる書類。 <input type="checkbox"/>仮契約書の写し。</p> |
| 太陽光発電設備の位置及び配置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電設備の位置 2 縮尺、方位並びに事業区域の形状及び寸法 3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し（公図の写し） 4 事業区域に隣接する道路の位置 5 道路境界線及び隣接境界線から太陽光発電設備及び附属する工作物等までの距離 6 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 7 設備、擁壁、柵、塀等の高さ、長さ及び | <p>関係書類「2 太陽光発電設備の位置及び配置」</p> <p><input type="checkbox"/>位置図 ※地物は、一般的に建物、樹木、岩石など、自然、人工にかかわらず地上にあるものを指します。</p> <p><input type="checkbox"/>土地利用計画平面図（配置図）として、事業区域の形状及び寸法、縮尺、方位を図示。</p> <p><input type="checkbox"/>公図の写し。 ※「準ずる図面」とは、旧図といわれているものです。通常は公図の写しで構いません。</p> <p><input type="checkbox"/>事業区域に隣接する道路の位置。 ※土地利用計画平面図に記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/>道路境界線及び隣接境界線から太陽光発電設備及び附属する工作物等までの距離を図面に示す。</p> <p><input type="checkbox"/>植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数を図示する。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備、設置する（既設を含む）</p> |

| | | |
|-----------------|--|---|
| | び色彩 | 擁壁、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩を図示等する。 |
| | 8 設備の設置完了時における土地の形状 | <input type="checkbox"/> 事業区域の土地利用計画に係る縦横断面 |
| 太陽光発電設備の設計及び構造 | 1 太陽光発電設備の設計 | 関係書類「3 太陽光発電設備の設計及び構造」 <input type="checkbox"/> 平面図（太陽電池モジュールの枚数、パワーコンディショナー等の設置数等が分かること。） <input type="checkbox"/> 架台（太陽光アレイ）の立面図 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの最上部の高さ、柵等の高さを図示する。 <input type="checkbox"/> 設置する柵等の太陽光発電設備からの離隔距離、事業区域境界からの距離を図示する。 <input type="checkbox"/> 柵等他の工作物の仕様等を添付。 <input type="checkbox"/> 平面図等図示。 <input type="checkbox"/> 単線結線図。 |
| | 2 設置する太陽光発電設備出力及び太陽電池出力 | ※対象電池モジュール1枚あたりの出力×枚数、パワーコンディショナー1基あたりの容量×基数等が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの仕様（カタログ、製品説明等）。 |
| | 3 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの仕様 | <input type="checkbox"/> パワーコンディショナーの仕様（カタログ、製品説明等）。 |
| 排水、災害防止計画 | 1 雨水排水に関する計画 | 関係書類「4 排水、災害防止計画」 <input type="checkbox"/> 事業区域内の雨水その他地表水等を排除するための施設の設置計画がわかるもの（設置箇所、断面図等）。 <input type="checkbox"/> 事業区域内の雨水その他地表水等の流れ及び事業区域外からの被害防止対策 |
| | 2 災害、事故等の発生防止及び緊急時対応に関する計画 | <input type="checkbox"/> 災害、事故等の発生防止及び緊急時対応に関しての考え方を示した計画。 |
| 自然環境、景観及び生活環境措置 | 1 自然環境等の保全に関する計画 | 関係書類「5 自然環境、景観及び生活環境措置」 <input type="checkbox"/> 事業区域が、鳥獣保護区に該当する場合は、鳥獣を保護すべき措置。 <input type="checkbox"/> 生育する樹木を伐採する場合の措置。 <input type="checkbox"/> 修景に関する措置。 |
| | 2 騒音及び低周波音の防止又は軽減に関する措置 | <input type="checkbox"/> パワーコンディショナーの仕様及び配置。 ※重複する場合は添付を省略できる。 <input type="checkbox"/> 騒音等が発生する場合は、ノイズフィルタなどの措置。 |
| | 3 材料の種類及び仕上げの方法 | <input type="checkbox"/> 材料、部材の種類と仕上げ。 |
| | 4 色彩(低彩度の色彩の色見本の添付、マンセル記号による表示又は色見本に近い色での着色)及び完成予想図 | <input type="checkbox"/> 色彩については、設備に着色した完成予想図（色見本の添付）。 ※マンセル記号については景観形成基準を参照する。 |
| 許認可又は確認取得状況 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し | 関係書類「6 許認可又は確認取得状況」 ➤再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得している場合 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報の写し。 ➤再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー |

| | | |
|------------------|---|---|
| | | <p>発電事業計画の認定を取得していない場合</p> <p><input type="checkbox"/>一般送配電事業者等との電力受給契約その他系統連系が確認できる書類の写し。</p> <p>▶ 事業区域が農地又は採草放牧地に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/>北杜市農業委員会に提出した農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可申請書の写し。</p> <p>▶ 太技省令等</p> <p><input type="checkbox"/>太技省令等に基づく構造基準を満たしている旨の説明、若しくは、太技省令等を満たしていることを確約する旨の書面</p> <p>▶ その他</p> <p><input type="checkbox"/>上記以外で事業の施行に必要な許認可等の写し又は協議の状況が確認できる書類（写し）。</p> |
| 維持管理計画等 | <p>1 維持管理計画</p> <p>2 資材、廃材等の管理に関する計画</p> <p>3 廃止後に関する計画</p> | <p>関係書類「7 維持管理計画等」</p> <p><input type="checkbox"/>維持管理計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準 ・電気保安管理 等 <p><input type="checkbox"/>設備を維持していく上で、設備の修繕等を行う場合の資材及び廃材の管理及び処理に関する計画</p> <p><input type="checkbox"/>設備廃止後のリサイクル・廃棄等の計画</p> <p>※太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン等を参考に作成してください。</p> |
| 現況写真 | <p>1 事業区域及び周辺の状況を表すもの</p> <p>2 写真撮影位置</p> | <p>関係書類「8 現況写真」</p> <p><input type="checkbox"/>事業区域を4方向から撮影。</p> <p><input type="checkbox"/>撮影箇所及び撮影方向を図示。</p> |
| 条例第10条第2項に係る確認書類 | <p>条例第10条第2項各号に掲げる事項に該当していないことを証するもの</p> | <p>関係書類「9 条例第10条第2項に係る確認書類」</p> <p>▶ 別に定める「申告書」に記載の上添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>申請者 <input type="checkbox"/>申請者の代理人（該当がある場合） <input type="checkbox"/>工事施工者（該当がある場合） <p><input type="checkbox"/>預貯金通帳又は残高証明書、若しくは融資証明書を添付（申請者のみ）。</p> |

(2) 説明実施報告書（様式第6号）

説明実施報告書は、許可申請書としては扱っていませんが、許可を受けようとするときに提出しなければならないため、許可申請書と併せて提出してください。

説明実施報告書は、事業者の責務として適切に取組み、市条例の目的に沿って、適切に地域との調和が図られているかなどを確認するものであり、北杜市では、市条例の目的に沿っていない事業は、受け入れがたく、適当ではないと考えていますので、許可申請書とは密接な関係を持っていることはいうまでもなく、同等に扱われるものと理解してください。

①記載項目

表9-1-1 説明実施報告書への記載事項

| | | |
|---------|------------------|---|
| 事業区域 | 所在 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載。 |
| 設備ID | | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 |
| 標識設置年月日 | | ✎ 既に提出している、標識設置報告書（様式第3号）に記載した「標識設置年月日」を記載してください。 |
| 説明実施内容 | 説明方法 | <input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ） ✎ 該当するものに✓を付します。 ✎ 「その他の方法」の場合は、個別説明会・臨戸説明などその詳細を記載してください。 |
| | 説明実施時期 | ✎ 説明会は開催した日を記載。それ以外は、説明を行った期間（開始から終了）等を記載してください。 |
| | 説明開催場所 参加者・人数 | 人 ✎ 説明開催の場所（施設名等）、参加者（出席した地域住民等）の人数を記載してください。 |
| | 説明の状況 | 地域住民等（ ） ✎ どのような方（役職等）が出席されたのか。また、質問の有無等を記載してください。 説明者（ ） ✎ 説明した事業者名、担当者名を記載してください。 |
| | 説明の内容及び説明資料 | ✎ 説明資料は「1 説明を行った際に配付した資料」となります。本欄には、資料の名称等があれば記載し、説明の内容を記載してください。 ※この欄に書き切れないときは、「別紙」として、別紙に内容を記載の上添付してください。 |
| | 事業に対する理解 | <input type="checkbox"/> 得られた <input type="checkbox"/> 得られていない ✎ 理解が「得られた」、「得られなかった」にチェックを付してください。一部の地域住民等から得られなかった場合は、「得られていない」にチェックしてください。 理由 ✎ 「得られた」、「得られていない」のいずれにおいても、その理由にかかる状況、事実を記載してください。 ※この欄に書き切れないときは、「別紙」として、別紙に内容を記載の上添付 |

| | |
|--------------|--|
| | してください。 |
| 理解を得るための取組内容 | <p>✎ 上記「事業に対する理解」の内容に基づき、地域住民等に対し、どのように取り組んだものであるか詳細に記載してください。</p> <p>※この欄に書き切れないときは、「別紙」として、別紙に内容を記載の上添付してください。</p> |
| 要望及び要望に対する対応 | <p>✎ 説明において要望のあった事項及び当該要望事項に対して講じた内容、又は対応方針について記載してください。</p> <p>※なお、書き切れないときは「別紙」として、別紙に内容を記載の上添付してください。</p> |
| その他特記事項 | ※特に報告すべき事項があれば、記載してください。 |

②関係書類

○「1 説明を行った際に配付した資料」

- 説明を行った際に地域住民等に配付した資料を添付してください。なお、説明の実施時期と許可申請の時期は自ずと異なりますので、変更があった場合でも許可申請書に合わせる必要はありません。

しかし、説明によって変更が生じた場合は、「事業に対する理解」又は「要望及び要望に対する対応」欄に、地域住民等からの意見・要望に基づき修正した旨記載してください。

○「2 条例第2条6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類」

- 条例第2条第6号に規定する範囲は、事業区域の境界線（縁辺）からの水平距離が100メートル以内の範囲であり、これを示す図面を提出します。

権利関係に係る書類は、法務局からの登記事項証明書若しくは要約書の添付までは求めませんが、所在地番、所有者の情報が分かる書類を作成若しくは添付します。

○「3 説明会の議事録及び参加者が分かる書類」

- 地域説明会を実施したときは、必ず議事録を作成してください。議事録の信ぴょう性の確保の観点からは、地域説明会に参加した地域住民等の方に署名等をいただくことも有効です。
- 議事録へは、参集（出席）した地域住民等を記載するか、参集（出席）された地域住民等の氏名（及び住所）を記載をお願いするなどして、出席者名簿など参集（出席）者が分かる書類を添付してください。

（注）本事項は、「説明実施時期」、「説明開催場所 参加者・人数」や「説明の状況」、「事業に対する理解」及び「要望及び要望に対する対応」との整合がとれていなければなりません。

○「4 説明会の開催状況が分かる写真等」

- 地域説明会の開催状況が分かるものとして、地域説明会を実施している会場風景の写真などを添付してください。

なお、撮影にあたっては、参加された地域住民等の顔や容ぼう、姿態が映り込むことになると考えられますが、肖像権への配慮のため、撮影等にあたっては、参加された地域住民等の承諾を必ず得るようにしてください。承諾を得られなかったときは、その旨北杜市へ報告してください。

○「5 その他市長が必要と認める書類」

- 地域説明会を実施した場合

地域住民等への説明会開催の案内及び出欠席に関する事項などを添付してください。

- 地域説明会以外の方法で、郵送等により資料を配付した場合

配布先一覧等により、意見等の内容を添付するなどして、地域住民等の理解に関する情報を添付してください。なお、一覧等は上記「2 条例第2条6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類」と整合がとれている必要があります。

- 上記の他、説明実施報告書の確認のため、必要と認めるときは、上記の添付書類以外にも書類の提出を求めることがあります。

- 事業区域が、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第7条第1号に掲げる区域外（設置規制区域外）である場合にあっては、山梨県で定める「地域住民等への説明等の状況報告書」。

※ 山梨県条例に基づく「設置規制区域」外に太陽光発電設備を設置する際に、説明等の状況が分かる資料を添付して「設置規制区域外施設の設置届出書」を提出することとしていますので、この「地域住民等への説明等の状況報告書」を説明実施報告書に添付（正副2部）してください。

※ なお、「地域住民等の説明等の状況報告書」は、北杜市の確認を要すものであること、また、北杜市の設置許可を得た上で、山梨県に「設置規制区域外施設の設置届出書」を提出することとしていますので、北杜市は許可通知書の交付時に併せてお渡しします。

(3) 提出前の事前確認

北杜市へ許可申請書及び説明実施報告書を提出する前に、提出前に事前確認を行うことが大切です。以下の「チェックシート」を活用し、事前確認を行うようにしてください。

表9-3-1 太陽光発電設備設置許可申請に係るチェックシート

※確認事項に応じて、「有」は「はい」と、「無」は「いいえ」と読み替えてください。

申請者名 _____

○許可申請書

| No. | 項目 | 細目（確認事項） | チェック | 無とした場合その理由 |
|-----|----------------|---|---|---------------------------------------|
| 1 | 申請書 (様式第5号) | 特定区域に該当している場合、事前に市と協議を行っている。また、その内容が示されている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 特定区域に該当しないため |
| | | 現場管理者と事業者の関係が分かる書類 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 設置工事の着手予定日は適切である | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※代理申請等を行う場合、委任状を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| 2 | 土地所有者の確認書類 | 事業区域全ての土地全部事項証明書 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※貸借であるため、契約書を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※貸借の場合において契約がない場合 土地所有者からの土地使用に関する同意等意思が確認できる書類を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 3 | 太陽光発電設備の位置及び配置 | 位置図（方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電設備の位置） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 土地利用計画平面図（配置図、縮尺・方位） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 公図の写し | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 事業区域に隣接する道路の位置は示されている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 太陽電池モジュールと隣地境界までの距離が記載されている。また、隣地境界との距離は太陽電池モジュールの高さ以上に確保している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 最も狭い箇所 m |
| | | 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数が記載されている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 柵等の高さ、長さ及び色彩を図示している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 設置完了時における土地の形状に係る縦横断面図 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 4 | 太陽光発電設備の設計・構造 | 架台の立面図。また、高さは2m以下となっている（※営農型太陽光発電設備を除く） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 最上部の高さ m |

| | | | | |
|---|-----------------|---|---|--|
| | | (再掲)太陽電池モジュールと隣地境界までの距離が記載されている。また、隣地境界との距離は太陽電池モジュールの高さに比例して確保している(最低1m以上) | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 柵等他の工作物のカタログ(高さ・色彩) | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 単線結線図 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 太陽電池モジュールの(製品)カタログ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | パワーコンディショナーの(製品)カタログ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 5 | 排水、災害防止計画 | 雨水排水計画 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 災害、事故等の発生防止及び緊急時対応に関する計画 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 6 | 自然環境、景観及び生活環境措置 | 鳥獣保護区に該当する場合、鳥獣を保護すべき措置が講じられている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 生育する樹木がある場合、必要最小限の伐採である | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 修景に関する措置 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 騒音が発生する場合の想定される状況とその措置 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 設備の色彩が分かる書類 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 7 | 許認可又は確認取得状況 | 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得者と申請者は一致している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていない場合 一般送配電事業者等との電力供給契約等を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているため |
| | | ※事業区域が「農地又は採草放牧地」の場合 農地法第4条又は同法第5条の規定に基づく許可申請書の写しを添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 農地又は採草放牧地ではないため <input type="checkbox"/> 農業委員会に確認することを承諾する |
| | | 太技省令等に基づく構造基準を満たしていることが分かる書類を添付した。若しくは、太技省令等を満たしていることを確約する書類を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※その他関係法令の適用を受け他場合 当該関係法令の許認可等の写し又は協議の状況が確認できる書類を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 該当がないため |
| 8 | 維持管理計画等 | 第14条の維持管理基準に基づいて計画を作成している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 電気保安管理に関する計画及び体制がある | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |

| | | | | |
|----|-----------------------------------|--|---|--|
| | | 設備を廃止する場合における、法令遵守、ガイドラインに沿った取組の考えが記載されている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 9 | 現況写真 | 現況写真を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 設置場所及び周辺の状況が分かるように撮影している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 10 | 条例第10条第2号各号に掲げる事項に該当していないことを証するもの | 申告書（別紙／第7条関係）を添付した ・申請者（必須） ・申請者の代理人 ・工事施工者 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 該当がないため <input type="checkbox"/> 該当がないため |
| | | 納税証明書を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 預貯金通帳の写し又は残高証明書、若しくは融資証明書を添付した（申請者のみ） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 農業委員会に添付したので添付を省略した（農業委員会に確認することを承諾する） |

○説明実施報告書

| No. | 項目 | 細目（確認事項） | チェック | 無とした場合その理由 |
|-----|---------------------------------------|---|---|-------------------|
| 1 | 説明実施報告書 (様式第6号) | 標識設置年月日は、標識設置報告書と一致している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 設置工事の着手予定日は申請書と一致している | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 説明の方法は、地域住民等の意向を踏まえ、調整の上実施した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 説明の状況、事業に対する理解及び要望及び要望に対する対応等、関係書類との整合が図られている | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 2 | (関係書類) 1 説明を行った際に配付した資料 | 配付した資料を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※地域住民等から要望があり、応答するために配布した資料がある場合 要望に対する説明資料を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | □該当なし |
| 3 | (関係書類) 2 条例第2条6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類 | 事業区域の境界線からの水平距離100mを示す図面 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 100mの範囲について、所在地番、所有者の情報が分かる書類を作成し添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 4 | (関係書類) 3 議事録及び参加者が分かる書類 | 地域説明会の議事録 (又は、議事録に代わるもの) | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | 参加者（地域説明会出席者）が分かる書類 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | □議事録に記載済み等 |
| 5 | (関係書類) 4 地域説明会の開催状況が分かる写真等 | 地域説明会の開催状況が分かる写真等を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | (添付できない場合はその理由) |
| 6 | (関係書類) 5 その他市長が必要と認める書類 | ※地域説明会を実施した場合 ・地域住民等への説明会開催の案内及び出欠席に関する書類など | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※郵送、個別説明会等により資料を配付した場合 ・説明先又は配布先（関係書類2と整合）一覧等により、意見等の内容を添付した | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | ※事業区域が山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第7条第1号に掲げる区域外となる場合（山梨県条例の設置規制区域外に該当する場合＝市条例の許可を要する場合） ・地域住民等への説明等状況報告書（山梨県条例施行規則第8条第2項に規定する太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項の書類） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | □山梨県の設置規制区域内であるため |

10 許可の基準等

(1) 許可基準

市条例第10条第1項に許可基準が設けられていますので、これらに適合するよう計画された太陽光発電設備でなければなりません。

なお、山梨県条例の適用を受ける場合であっても、市条例の許可基準に適合している必要がありますので、北杜市に設置しようとする太陽光発電設備は、必ず許可基準に適合、遵守していることが求められます。

許可基準においては、「調和」という表現が使用されています。当然、太陽光発電に限らずどのような事業であっても、新たに事業を実施する場合は、自然環境、景観及び生活環境等において、大なり小なり影響が及ぶものであることを念頭に、これらへの配慮を行いながら事業が行われることが重要です。

太陽光発電に関しては全国的に社会問題として扱われる事例もあることを踏まえ、様々な方面においてガイドライン等が策定されていますので、これらを確認、取り組むことは、許可基準に対しての判断が容易となる材料であると考えます。この観点からは、特に、発電設備の技術基準に加え、「事業計画策定ガイドライン」(太陽光発電)、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」や「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を確認しておくことが大切です。

そして、許可基準は、単に基準をクリアしていれば良いというだけでなく、可能な限り許可基準に上乗せして取り組むことによって、事業区域内の維持管理という面だけでなく、周辺に与える景観、隣接土地関係者における不安の軽減、解消に繋がることもあると考えます。また、太陽光発電設備は基本的に管理者等が常駐することはなく、一方で、周辺住民は日々設備が視界に入ってくるものです。人の視点を通じて導かれる思いは様々であるものの、このようなことにも意識し、配慮して取り組んでください。

表10-1-1 許可基準(第10条第1項各号)

(1) 周辺地域における自然環境との調和が図られており、規則で定める基準に適合していること。

- (規則) ① 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が講じられていること。
- ② 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採であること。

(2) 周辺地域の景観との調和が図られており、規則で定める基準に適合していること。

- (規則) ① 太陽電池モジュールの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度であること。
- ② 道路沿いや住宅に隣接する箇所は、植栽等により修景すること。
- ③ フェンスの色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰

色等の低明度かつ低彩度であること。

(3) 周辺地域において生活環境との調和が図られており、土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

(規則) ① 太陽電池モジュールは、低反射のものであること。

② 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限の範囲のものであること。

③ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第4項に規定する認定を取得していること。ただし、同法に規定する認定を取得していない場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者又は同項第13号に規定する特定送配電事業者との電力供給契約を締結していることその他事業の実施が確実なものであること。

(5) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可又は確認を取得していること。

(6) 太陽電池モジュールの最上部までの高さが地盤面から2メートル以下で、周囲の景観から突出していないこと。ただし、農地において営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、山梨県知事の許可を得るものについては、この限りでない。

(7) 太陽電池モジュールと隣地境界までは、1メートル以上の距離を確保していること。ただし、太陽電池モジュールの最上部までの高さが1メートルを超える場合は、太陽電池モジュールの最上部までの高さと同等の距離を確保していること。

(8) 事業区域又はその周辺の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう第8条第1項の規定及び関係法令の基準に適合した標識が設置されていること。

(9) 建築物のある敷地に隣接したパワーコンディショナーは、騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

【地域との調和にあたって北杜市が特に推奨する事項】

(推奨事項) 太陽電池モジュールと隣地境界までは「5メートル」の距離の確保

市条例においては、第10条第1項第7号に、「太陽電池モジュールと隣地境界までは、1メートル以上の距離を確保していること。ただし、太陽電池モジュールの最上部までの高さが1メートルを超える場合は、太陽電池モジュールの最上部までの高さと同等の距離を確保していること。」と規定しています。

この離隔間において、第10条第1項第2項及び第3項の規定に基づけば、太陽電池モジュールと事業区域境界の間において、植栽等による修景、フェンスの設置及び排水施設の設置など必要な措置を講じる必要があります。

市条例に基づく事業者の責務（第4条）として、自然環境、景観及び生活環境の調和並びに災害の防止のために事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持し、事業区域の周辺住民（地域住民等を包含する）に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保っていくために、より許可基準に上乘して設置する設備は、「地域と共生する太陽光発電設備」となることに期待できます。

このため、離隔距離5メートルの確保について、以下の観点を加え、積極的に取り組んでいただきたい推奨事項としますので、十分検討の上、事業計画を作成してください。

①フェンスの設置

フェンスの設置目的（容易に事業区域に立ち入ったり、設備に触れたりしないこと）を損なうことのないよう無理のない設置。

②植栽の修景

長期の設備管理、樹木の生長を考慮した、植栽にかかるスペースの確保。

③雨水排水対策施設の設置

事業区域外に雨水を排出させないため、あるいは事業区域外からの雨水の進入を防ぐための側溝・浸透式の排水処理施設の設置スペースの確保。

④維持管理・点検作業

維持管理・点検作業のための通路、草刈り作業スペースの確保。

⑤災害時における被害軽減対策

火災発生時の延焼・類焼リスクの軽減及び消火活動への対応、また、昨今の気象状況が不安定であること踏まえ、気象災害によって太陽電池モジュールが飛散した場合における事業区域外への被害軽減。

【景観条例に基づく景観形成基準】

出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、景観条例においても届出対象行為となりますので、市条例の設置許可申請と併せて、「景観計画区域内行為届出書」を提出することになります。

景観条例においても「景観形成基準」が設けられていますので、北杜市に設置しようとする太陽光発電設備は、市条例に基づく許可基準と、景観条例に基づく景観形成基準に適合していなければなりません。

「景観形成基準」は、形態・意匠・色彩の観点から基準が設けられていますので、事業者等として、景観に対してどのように配慮したものであるかなど説明できるようにしておくことが重要です。

表10-1-2 景観形成基準（景観条例）

| |
|---|
| 1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 |
|---|

- 2 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。
- 3 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。
- 4 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。
- 5 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。
- 6 パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。
- 7 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。
- 8 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。
- 9 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。

(2) 適格性に関する要件

第2項各号に該当する場合は、「市長は許可しないことができる」としています。

いずれかに該当するときは、北杜市において太陽光発電設備を設置しようとする事業者等としての適格性を欠いていると見なされ、許可することは難しいものと理解してください。

これらの確認にあたっては、許可申請書に添付する「条例第10条第2項に係る確認書類」を添付しますが、別に定める様式「申告書」により、条例第10条第2項各号に掲げる事項に該当していないことを申告することとしています。

本項は、許可の申請をした者（事業者。申請にあたっての事務を受任した代理人を含む。）及び当該申請に係る工事施工者にも適用されるため、十分留意してください。

表10-2-1 適格性に関する要件（第10条第2項各号）

- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものであるとき。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないとき。
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)、農地法(昭和27年法律第229号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、景観法(平成16年法律第110号)その他生活環境の保全を目的とする法令及び条例の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないとき。
- (5) 第15条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないとき。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この項において「暴力団員等」という。)であるとき。
- (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当するとき。
- (8) 申請者等が法人である場合において、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において「役員」という。)又は前条第2項の申請の日前5年以内に当該法人の役員であった者が第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配するとき。

表10-2-2 申告書(条例第10条第2項各号に掲げる事項に該当していないことを証するもの)

別紙(第7条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名

印

電話番号

申 告 書

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第10条第2項の規定事項について、次のとおり申告します。

※該当するものにチェック

- (1) 事業計画を実施するために必要な資金及び信用を有している。

・事業費総額 円

次の書類を添付します。

納税証明書(法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等。北杜市、山梨県及び事業所所在地の税務署・県税事務所・市区町村発行のもの)

預貯金通帳の写し又は残高証明書

融資証明書

事業区域の全部又は一部に農地が含まれている場合は、農地転用許可申請時に資金に関する書類を提出しているため、農業委員会に確認することを承諾したときは、預貯金通帳の写し等の添付を省略することができます。

- (2) 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しない。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過している。若しくはこれに該当しない。
- (4) 森林法、農地法、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、景観法その他生活環境の保全を目的とする法令及び条例の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過している。若しくはこれに該当しない。

- (5) 本条例に基づく許可取消しを受けていない。若しくは取消しされた場合でも当該取消しの日から5年を経過している。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではない。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過している。
- (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人は(1)から(6)までのいずれにも該当している。
- (8) 申請者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員」という。）又は設置の許可申請の日前5年以内に当該法人の役員であった者は、(1)から(6)までのいずれにも該当している。
- (9) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者が申請に係る事業活動を支配していない。

(3) 許可に条件が付されたとき

北杜市は、許可にあたって、自然環境又は災害若しくは生活環境への被害等の防止のために必要な条件を付することができるとしています。

また、条件は、より適切に太陽光発電設備が設置され、維持管理がなされることなどを目的に、市条例の趣旨に基づいて、必要と認める場合にも付すことがありますので、許可を受けた事業計画内容だけでなく、条件に基づき適切に取り組んでください。

(4) 山梨県条例に基づく届出の提出

北杜市の許可を受けたときは、山梨県条例第14条第1項に基づく「設置規制区域外施設の設置届出書」を、必要書類を添えて山梨県（山梨県中北林務環境事務所）に提出してください。

また、太陽光発電設備の維持管理については、市条例に規定するもののほか、山梨県条例第18条各項を確認し、必要な取組みや手続等を行ってください。

1 1 許可内容の変更

市条例第9条第1項の許可を受けた後に、その許可を受けた内容（事業計画）を変更する場合は、改めて、変更した内容に係る事項について、許可を受けなければなりません。変更許可は、「太陽光発電設備設置変更許可申請書」（様式第7号）により行います。

許可を受けた事業計画は、許可基準の適合審査を経て許可を行ったものであることから、これを変更して設置すれば、許可内容とは異なる許可基準への適合性が確認されていない太陽光発電設備が設置されることとなり、これを認めることはできません。

変更の許可を怠った場合は、許可が取り消されるおそれがありますので、十分留意してください。

また、変更を行うときは、地域住民等への周知を行わなければなりません。地域住民等の負担等を考慮して、許可を受けた内容以上に、自然環境、景観及び生活環境の調和並びに災害の防止に関して影響が及ぶものではなく軽微な変更であって、次表に該当する場合は、地域住民等への周知を省いてもやむを得ないものとします。ただし、地域住民等が理解されていること及び理解している事項に影響がないことが前提にありますので、必要に応じて地域住民等に周知してください。

表11-1 地域住民等への周知を省いてもやむを得ないもの

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 地域住民等へ説明した内容に影響が及ばないものであり、また、地域住民等から質問があった場合に、当該事項について齟齬が生じないものであるとき2 上記1に該当し、事業区域に変更があっても、説明の範囲である地域住民等に変更がないとき3 許可を受けた内容以上に許可基準が上乘せされる変更であるとき。ただし、市が重要と認めた場合を除く4 工事完成予定日に変更となったとき5 その他、事業区域の所在、地形等形状を踏まえ、地域住民等への影響が軽微であると認められるとき |
|--|

【留意事項】

2024年4月1日より再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に変更があり、変更認定しようとする場合は、再エネ特措法に基づく説明会等の実施が要件となっていますので、再エネ特措法の規定を確認し、適切に手続を実施してください。

1 2 許可標識の掲示

設置の許可を受ける前には、周知の標識を掲示することとしていましたが、設置の許可後は、許可を受けたことその他規則で定める事項を記載した標識（様式第9号）を掲示します。

なお、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得している設備にあっては、再エネ特措法に基づく事項について表示しなければなりません。市条例においては再エネ特措法に基づき表示すべき事項を全て網羅しており、「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）では標識のイメージとして図示しているものであることから、市条例に従い表示すれば、再エネ特措法を遵守していることとなりますので、それぞれの標識を設置する必要はありません。

許可標識の掲示のタイミングは、再エネ特措法に基づけば、「事業計画策定ガイドライン」（太陽光発電）において、土地の開発・造成の開始後速やかに掲示することとしておりますので、市の設置の許可を受けた後速やかに掲示することとなります。

また、許可標識のサイズは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上と事業周知の標識よりも小さくなることを見込まれるため、引き続き、設置工事中から設置工事完了検査までの間は、特段の事情がない限り、事業周知の標識を撤去することなく掲示しておくことが望ましいものと考えます。

設置工事中、又は、設置完了後に許可を受けた内容に変更が生じた場合は、変更の許可を受けて、変更内容のとおり標識を変更して掲示してください。

○山梨県条例適用による標識の掲示

山梨県条例が適用され、山梨県知事の許可を受けたときは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第17条標識」を設置してください。（山梨県条例においても他法令で設置を求められている標識の記載事項は、山梨県条例が求める記載事項度同一の項目がある場合は、他法令の標識に記載項目がない項目のみを当該標識に追加することで、山梨県条例で義務づけている標識の設置があったものとして差し支えないとしています。）

表12-1 許可標識の記載事項

| 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例許可標識 | | |
|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 区分 | 太陽光発電設備 | |
| 名称 | ✎ 設備の名称を記載してください。 | |
| 設備ID | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 | |
| 許可番号 | ✎ 許可通知書に記載されている「北杜ま推第〇〇号」を記載してください。 ※変更許可を受けている場合は、() 書きで変更許可の番号を記載してください。 | |
| 許可年月日 | ✎ 許可の年月日を記載してください。 ※変更許可を受けている場合は、() 書きで変更許可の年月日を記載してください。 | |
| 事業者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| | 連絡先電話番号 | ✎ 本設備について対応できる連絡先を記載してください。 |
| 事業区域 | 場所 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |
| 発電電力（太陽電池出力） | <p style="text-align: center;">kW (kW)</p> ✎ 再エネ特措法に基づく認定を受けている場合は、その認定の内容に基づき記載してください。 ※通常、許可内容と一致しますので、許可を受けた発電出力（太陽電池出力）を記載してください。 | |
| 工事期間（完成予定） | ✎ 工事の期間（完成予定日）を記載してください。 | |
| 工事施工者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| | 連絡先電話番号 | ✎ 本工事について対応できる連絡先を記載してください。 |
| 保守点検責任者 | 住所 | ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| | 連絡先電話番号 | ✎ 本設備について対応できる連絡先を記載してください。 |
| 運転開始年月日 | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> ※必要に応じて修正してください。 | |

※ゴシック体は、再エネ特措法に基づき表示すべき事項です。実際に掲示する標識の字体は、本表に合わせる必要はありません。

1 3 設置完了の届出及び適合検査

(1) 太陽光発電設備設置完了届

太陽光発電設備の設置が完了したときは、完了した日から起算して10日以内に「太陽光発電設備設置完了届」(様式第10号)を提出しなければなりません。この提出がないと適合検査ができません。完了届は、事業者自らによる適合確認(セルフチェック)を実施し、また、電気事業法に基づく運転開始前(使用前)の技術基準適合性を確認してから提出してください。

工事の完了は、売電を開始していることではありませんので、検査を実施し、適合の通知を受けるまでは売電を開始しないでください。

なお、山梨県条例が適用され、山梨県知事の許可を受けた太陽光発電設備も市条例第28条第2項の規定に基づき完了届を提出しなければなりませんので留意してください。

①記載事項

様式中「(取りやめ)」とあるのは、削除するか、取り消し線を付して提出してください。

表13-1-1 太陽光発電設備設置完了届の記載事項

| | | |
|--------------|--|-------------------------------|
| 発電設備の名称 | ✎ 許可申請書、許可標識と一致。 ※山梨県条例適用の場合は、必要に応じ記載してください。 | |
| 設備ID | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 ※許可申請書、許可標識と一致。 | |
| 発電電力(太陽電池出力) | kW (kW) ✎ 許可申請書、許可標識と一致。 ※山梨県条例適用の場合は、県許可に基づき記載してください。 | |
| 許可番号 | ✎ 許可通知書に記載されている「北杜ま推第〇〇号」を記載してください。 ※山梨県条例適用の場合は、県の許可番号を記載してください。 | |
| 許可年月日 | ✎ 許可通知書の日付けを記載してください。 ※変更の許可を受けた場合は、括弧書きにより(〇年〇月〇日変更許可)としてください。 ※山梨県条例適用の場合は、県の許可日を記載してください。 | |
| 事業区域 | 所在 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |
| 完了年月日 | 年 月 日 ✎ 工事の完了(届出の起算となる日)を記載してください。 | |

②関係書類

○「1 工事写真」

工事着手前から施工中の写真を添付してください。事業区域の4方向からなど、一定のポイントを決め、撮影するようにしてください。

また、許可申請書に太陽光発電設備の位置及び配置図として添付した土地利用計画平面図などを活用するなど、撮影ポイントを示した図面を添付してください。

工事施工前、施工中、完了と対比できるようにするなど、必要に応じて、下記2の写真とまとめて提出しても差し支えありません。

○「2 工事完了（取りやめ）の状況が分かる写真」

上記1工事写真を同様に一定のポイントから撮影するなど、工事完了後の写真を添付してください。

○「3 その他市長が必要と認める書類」

出力10キロワット以上2,000キロワット未満の設備の場合は、電気事業法に基づいて経済産業省に提出する「使用前自己確認結果届出書」の写しを添付してください。

また、完了届が提出された後、適合検査を実施するものであることから、北杜市が検査のために必要として、上記のほか必要な書類を求めることがあります。

(2) 適合検査

太陽光発電設備設置完了届が提出されたときは、事業者と北杜市は調整して、適合検査の実施日を決めることとします。原則、事業者の承諾があったとしても、北杜市が単独で事業区域に立ち入り、検査を実施することはありませんので、事業者は必ず立ち会うようにしてください。

北杜市は、許可（変更許可）内容に従い太陽光発電設備が設置されているか、適合性について検査します。

適合性が認められたときは、その旨を「適合通知書」として事業者に通知します。

許可（変更許可）内容どおりに施工、設置されていない場合は、是正に関する指導を行うこととなりますが、適合していると認められ、適合通知を受けた後でなければ発電事業が開始できない（市条例第13条第4項）ことから、指導を受けたときは適切に取り組んでください。

山梨県条例が適用された場合であっても、山梨県条例において関係法令に位置付けられる市条例に基づく許可基準に適合していなければなりません。北杜市の許可を受けていないからといって適切に対応しないと、北杜市は市条例の許可基準違反と判断し、県へ報告します。報告を受けた県においても、事実確認の上関係法令遵守違反と判断されると、山梨県条例に基づく指導、処分の対象となるおそれがありますので、十分注意してください。

(3) 発電事業の開始

適合検査を行い、許可（変更許可）内容との適合性が認められたときは「適合通知書」を事業者へ通知します。事業者はこの「適合通知書」を受けた後に、発電事業（売電）を開始することが可能となります。（山梨県条例適用も同様です。）

事業者は引き続き、市条例の趣旨に基づき必要な取組みに努め、適切に太陽光発電設備の維持管理を講じていかなければなりません。

1 4 維持管理

事業者等は、発電事業を開始してからは、発電事業を廃止し、太陽光発電設備を撤去完了するまでの間、適正に管理しなければなりません。

市条例においては、第14条に「太陽光発電設備維持管理基準」を設けています。その他必要な事項については、電気工作物として関係法令である電気事業法及び同法に基づく省令等に基づき、これらに沿った必要な取組みが求められていることとなりますので、特に、自家用電気工作物に該当すれば、電気事業法に基づく保安規程の作成が必要となり、これらに基づいて適切に維持管理が行われていくことと考えます。

雨水排水対策設備については、枯葉、土砂などの除去など定期的な点検による管理が重要で、樹木・雑草が繁茂すれば、周辺環境への影響が及ぶおそれがあるばかりでなく、発電事業自体にも影響が及ぼすことも予想に難くありません。

また、北杜市では雑草処理の方法に関し、原則、除草剤等は使用しないことが望ましいと考えています。やむを得ず除草剤等を使用する場合は、事業者の責任において地域住民等及び周辺環境に十分配慮して行ってください。加えて、除草剤等を使用しないことを地域住民等と約束している場合は、これを履行しなければなりません。

維持管理の対象は、市条例に基づき設置の許可を受けた太陽光発電設備だけではなく、市条例施行前に設置した既存の太陽光発電設備も該当します。維持管理を怠ると、行政指導の対象となり、行政指導を放置すれば行政処分（命令・公表又は取消し）に繋がるおそれがあります。このことは、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定にも影響を及ぼすおそれがあるということになりますので、適正に維持管理を行ってください。

表14-1 太陽光発電設備維持管理基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業区域を越えて土砂及び雨水が流出しないこと。2 破損した太陽光発電設備を放置しないこと。3 太陽光発電設備に附属する工作物等に脱落、剥離、破損、変形又は傾斜が生じていないこと。4 樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより事業区域の境界を越えないこと。5 雑草が太陽電池モジュールを覆うほど繁茂しないこと。6 雑草が事業区域の境界を越えて繁茂しないこと。7 標識が著しく破損し、老朽化し、汚染し、又は退色していないこと。 |
|--|

北杜市のほぼ全てが再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得している太陽光発電設備であり、また、山梨県条例においても維持管理基準が定められていますので、市条例には規定は設けていないものの、関係法令の遵守として、再エネ特措法、山梨県条例に基づき、維持管理等に関する記録、保管等を行ってください。

○山梨県条例に基づく維持管理

山梨県条例第18条第1項に規定する維持管理に関する基準は、設置規制区域にあっては山梨県知事の許可、設置規制区域外においては「設置規制区域外施設の設置届出書」、山梨県条例施行前の太陽光発電設備にあっては「既存施設の届出書」の提出が義務付けられていることから、北杜市に設置する、又は設置した全ての太陽光発電設備が対象となります。

したがって、事業者は市条例及び山梨県条例に基づく維持管理基準を遵守しなければなりません。

なお、山梨県条例に基づく維持管理基準の具体的な取組事項、内容等については、山梨県に問い合わせてください。

表14-2 山梨県における維持管理基準（山梨県条例第18条第1項）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 太陽光発電施設は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。2 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の破損の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。3 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。 |
|--|

○事故が発生したときの対応

事故又は土砂災害等により太陽光発電設備が破損、損壊したときは放置せず、復旧や支障の除去のために必要な措置を速やかに講じてください。

また、山梨県条例に基づき、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して30日以内に山梨県知事に報告しなければなりません。

太陽光発電設備の一部又は全部を撤去しなければならないときは、事業者自らの費用において撤去しなければなりません。このようなときは、保険に加入しておくなどして対応することが一般的であると考えます。なお、再エネ特措法に基づく積立制度が設けられていますが、この制度は災害には使用できない設定になっています。

なお、災害を受けた設備を処理するときは一般廃棄物として扱われますので、撤去の方法については北杜市や撤去事業者へ相談するなどして適切に処理してください。

15 地位の承継

設置の許可（変更許可）を受けた事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から30日以内に「承継届」（様式第16号）を提出しなければなりません。届出者は承継した者となります。

「太陽光発電設備設置許可申請書」への記載事項である、事業者の「氏名」の変更となり、変更許可の申請が必要と考えられますが、承継によって許可を受けている太陽光発電設備の内容自体に変更がない限り、「承継届」を提出することとなります。

なお、2024年4月1日以降は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている太陽光発電設備は、当該計画の変更に伴い、変更認定が必要な場合のうち、「重要な事項」に該当する場合は、説明会等を開催しなければならないこととしています。

承継者は、被承継者が承継の時点まで実施していた、地域住民等との関係や太陽光発電設備の維持管理等を引き継ぎ、取り組んでいかなければなりません。このため被承継者は適切かつ確実に承継者に引き継ぎを実施し、「聞いていない」などということのないようにしなければならず、特に地域住民等との関係について、引き続き地域との良好な関係の維持、向上が図られるよう適切に取り組んでください。

「承継届」は、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けてから提出します。

表15-1（参考）再エネ特措法／再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項

| |
|--|
| <p>（再エネ特措法省令第8条の2）</p> <ol style="list-style-type: none">① 認定事業者の変更② 認定事業者の密接関係者を変更③ 認定発電設備の設置の場所を変更しようとするとき④ 認定発電設備の出力を、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた日または説明会の日のうちいずれか遅い日から20パーセント以上または50キロワット以上増加させる変更⑤ 太陽電池の合計出力を、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた日または説明会の日のうちいずれか遅い日から20パーセント以上または50キロワット以上増加させる変更⑥ 既に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている太陽光発電設備で、当該事業計画の変更に伴う変更認定を行う（認定申請にあたって説明会を実施すべき対象の）次の太陽光発電設備<ol style="list-style-type: none">i 50キロワット以上の太陽光発電設備ii 次に該当する50キロワット未満の太陽光発電設備<ul style="list-style-type: none">・森林法第10条の2第1項の許可・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可・山梨県砂防指定地管理条例第2条の許可・地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域に事業区域が該当する場合iii 自然環境の保全又は良好な景観を目的として条例により指定された地域 |
|--|

表15-2 承継届の記載事項

| | | |
|---------|--------|--|
| 発電設備の名称 | | ✎ 許可申請書、許可標識と一致。 |
| 設備ID | | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 ※許可申請書、許可標識と一致。 |
| 許可番号 | | ✎ 許可通知書に記載されている「北杜ま推第〇〇号」を記載してください。 |
| 許可年月日 | | ✎ 許可通知書の日付けを記載してください。 ※変更の許可を受けた場合は、括弧書きにより(〇年〇月〇日変更許可)としてください。 |
| 承継年月日 | | ✎ 承継(相続、売買、合併又は分割)の効力が発生した日付けを記載してください。 |
| 承継者 | 住所 | ✎ 承継した事業者の住所 ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 (届出書類の事業者(承継者)と一致。) |
| | 氏名又は名称 | ✎ 承継した事業者名 ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 (届出書類の事業者(承継者)と一致。) |
| 被承継者 | 住所 | ✎ 許可(変更許可)を受けた事業者の住所 ※法人又は団体にあつては所在地を記載してください。 |
| | 氏名又は名称 | ✎ 許可(変更許可)を受けた事業者名 ※法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 |
| 承継の理由 | | ✎ 承継の事実だけでなく、承継に至った経緯等具体的に記載してください。 |

※記載事項の内容を確認できる書類として、次の書類を添付してください。

- 承継の事実が分かる承継者と被承継者の間で締結された契約書等の写し
- 再エネ特措法に基づく認定設備にあつては、承継後(変更後)の再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報が分かる書類(承継後の事業者に変更されたことが確認できる書類)

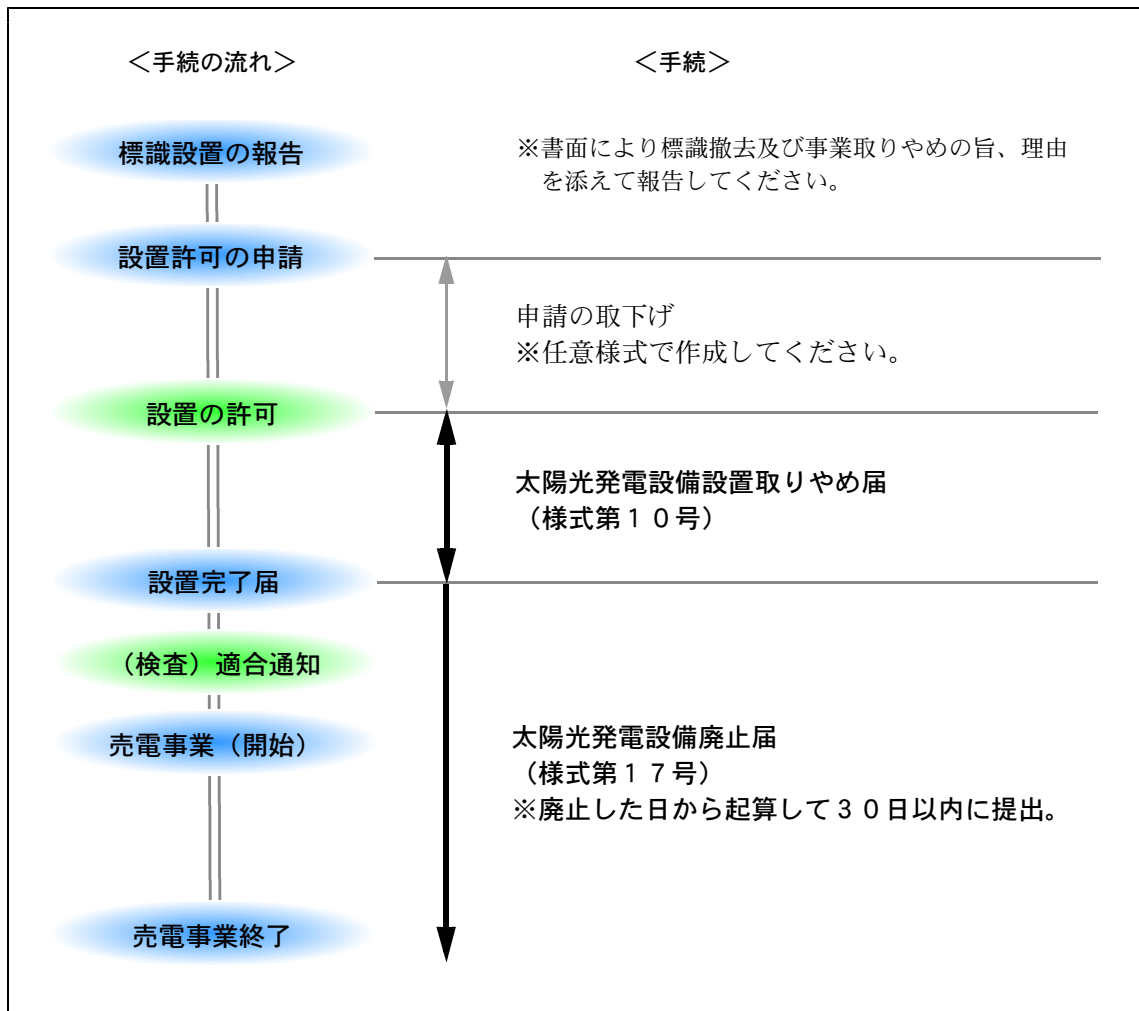
16 事業の取りやめ、設備を廃止するとき

太陽光発電事業を取りやめたり、廃止したりするときは、太陽光発電設備の設置が完了しているか否かを境にして、提出する書類が異なります。

設置の許可申請を行うまでの間に事業を取りやめるときは、地域住民等への周知を目的としていることを踏まえ、北杜市においても地域住民等への問い合わせ等に対応が可能となることから、既に設置した事業周知の標識を撤去するとともに、書面により「標識撤去」及び「事業の取りやめ」の旨、理由を添えて北杜市へ報告してください。

また、設置の許可申請を行い、許可を受けるまでの間に事業を取りやめるときは、事業周知の標識を撤去の上、申請の取下げを行ってください。

図16-1 「取りやめ」と「廃止」手続の扱い等



(1) 取りやめ

取りやめは、太陽光発電設備の設置の許可を受けた後、設置が完了するまでの間において、事業を行わない場合に提出します。具体的には、図16-1のとおり、「太陽光発電設

備設置完了届」を提出する（受理される）までの場合です。

「太陽光発電設備取りやめ届」が受理されたときは、市条例第13条第5項の規定に基づき、当該太陽光発電設備設置の許可の効力が失われます。

「太陽光発電設備取りやめ届」を提出した時点において、既に工事に着手していた場合は、当該事業区域の土地利用に関する権原に基づくなどの他、適切な土地の状態にしてください。

(2) 廃止

廃止の届出は、「太陽光発電設備設置完了届」を提出した後以降に提出することとなります。

また、「太陽光発電設備廃止届」は、市条例施行前の太陽光発電設備も対象となりますので、北杜市に太陽光発電設備を設置している事業者は、当該太陽光発電設備を廃止したときは、廃止届の提出を行わなければなりません。

廃止届を提出すれば、市条例の適用は終了すると得られますが、設備等を処分・撤去するときは産業廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適切に処理することを規定していますので、撤去が確認されるまで適用を受けることとなります。

また、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、同法に基づき「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」、「再生可能エネルギー発電設備解体等完了確認申請書」の手続が必要となり、撤去するときは撤去完了まで、引き続き認定事業者として再エネ特措法の適用を受けることとなりますので、留意してください。

①記載事項

表16-2-1 太陽光発電設備廃止届の記載事項

| | | |
|---------|--|-------------------------------|
| 発電設備の名称 | ✎ 許可申請書、許可標識と一致。 | |
| 設備ID | ✎ 再エネ特措法に基づき、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に付与されたIDを記載してください。なお、認定を受けていない場合は記載不要です。 ※許可申請書、許可標識と一致。 | |
| 許可番号 | ✎ 許可通知書に記載されている「北杜ま推第〇〇号」を記載してください。 | |
| 許可年月日 | ✎ 許可通知書の日付けを記載してください。 ※変更の許可を受けた場合は、括弧書きにより（〇年〇月〇日変更許可）としてください。 | |
| 事業区域 | 所在 | ✎ 事業区域となる土地全ての所在、地番を記載してください。 |
| | 面積 | ✎ 事業区域となる土地の合計面積を記載してください。 |
| 設備廃止年月日 | 年 月 日 ✎ 廃止の日（電力供給又は系統接続を停止した日）を記載してください。 | |

②関係書類

○「1 廃止の状況が分かる写真」

事業区域（設備）の状況及び電力メーター（停止又は撤去）の状況が分かる写真を添付してください。

○「2 その他市長が必要と認める書類」

- ・再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写しなどを提出してください。
- ・一般送配電事業者等との接続契約が終了した場合は、その旨が分かる書類を提出してください。

○山梨県条例に基づく廃止の届出

山梨県においても太陽光発電設備を解体・撤去し、電気を得る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、「廃止届出書」を山梨県に提出しなければなりません。市条例と同様、北杜市に設置されている全ての太陽光発電設備が対象となります。

（3）事業の継続、リユース・リサイクルの検討等

再エネ特措法に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた太陽光発電設備においては、固定価格買取制度による電気の調達期間が終了すれば、発電事業は終了させることになると考えられます。しかし、電力需給、枯渇性エネルギーからの転換に目を向ければ、引き続き再生可能エネルギー発電設備において電力供給していくことは、非常に重要です。

一方で、北杜市においては、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）にかけて飛躍的に太陽光発電設備が設置されました。これらの設備が固定価格買取制度による電気の調達期間を終了した後、廃止することとなれば、産業廃棄物としての処理、受入等の課題が生じることも予測され、社会的な問題に発展するおそれがあります。

太陽電池モジュールの耐用年数は、法定では17年となっていますが、固定価格買取制度では20年の調達期間（10キロワット以上）としていることから、耐用年数を経過しても発電は可能であると考えられ、適切に保守、維持管理を行うことで、これらの期間を経過してもなお、使用していくことが可能と考えます。

このような観点から、適切に設備の維持管理を行い、発電設備として問題、支障がないものについては、必要に応じて更新を行うなどして引き続き発電事業を行っていくことも重要です。

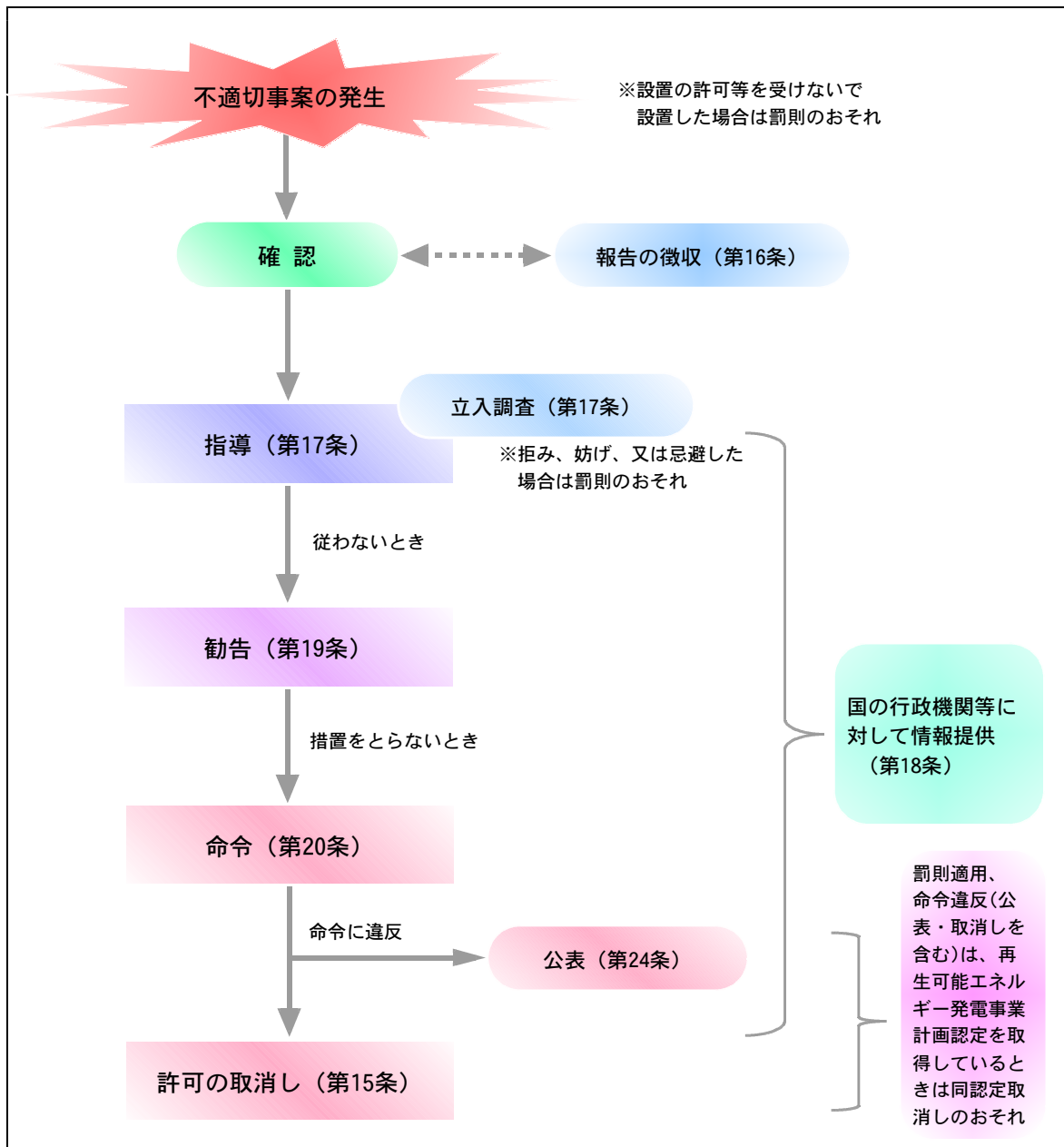
また、循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物等の処理の優先順位を、①発生抑制（リデュース）、②再利用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤埋立処分と定めていますので、廃止にあっても単に廃棄として⑤埋立処分に向かわせるのではな

く、②リユース、③リサイクルを行い、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参考にして、積極的に資源の活用に努めるよう検討してください。

17 不適切事案に対する北杜市の対応

市条例の規定に違反している場合など不適切な事案に対しては、北杜市は以下の対応を行っていきますので、不適切な事案とならないように努めてください。また、指導等を受けた場合は、これに従ってください。

図17-1 不適切事案に対する北杜市の対応



※罰則規定(第26条)も設けられています。市条例の罰則は刑罰に該当しますので、注意してください。

※不利益処分該当するものは、市条例に規定するもののほか、北杜市行政手続条例の規定に基づく手続を経て行います。

関係法令等

(別表1) 関係法令 (市規則第3条/別表第1)

| | 法令又は条例の名称等 | 対象となる行為等 | 所管庁 |
|--------|---|---|----------------------------------|
| 1 | <p>電気事業法</p> <p>電気設備に関する技術基準を定める省令 (電技省令)</p> <p>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令 (太技省令)</p> | <p>※電気工作物であることから、対象の有無に関わらず確認を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 自家用電気工作物に該当する場合 (電気主任技術者の選任、保安規程の作成及び遵守)</p> <p><input type="checkbox"/> 技術基準適合義務</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の利用若しくは発電事業を終了することに伴い、発電を停止する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電設備に事故若しくは故障が発生した場合</p> <p>※電気設備に関する技術基準の解釈 (電技解釈) 及び発電用太陽電池設備の技術基準の解釈 (太技解釈) を併せて確認のこと。</p> <p>※太技省令は、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物について適用される。</p> | 経済産業省 (産業保安監督部) |
| 2 | 建築基準法 | <input type="checkbox"/> 架台下の空間を屋内的用途 (人の出入りがあること、物置等) に供する場合 (*1) | 山梨県 (中北建設事務所) (北杜市まちづくり推進課経由) |
| 3 | 北杜市まちづくり条例 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備が*1に該当する場合 <input type="checkbox"/> 上記に該当し、若しくは事業区域内に建築物を建築し、又は特定工作物の建設し、面積が1,000平方メートル以上となる場合 (*2) | 北杜市 (まちづくり推進課) |
| 4 5 | <p>景観法</p> <p>北杜市景観条例</p> <p>※北杜市は景観行政団体であることから、景観法に基づき景観条例を制定し、必要な事項が規定されている。なお、景観条例に規定のない事項については景観法の規定が適用される。</p> | <input type="checkbox"/> 発電出力が10キロワット以上となる太陽光発電設備を設置しようとする場合 <input type="checkbox"/> その他景観形成地域の区分ごと、以下に該当する場合 <山岳高原景観形成地域> <input type="checkbox"/> 面積が300平方メートルを超える、又は、高さ1.5メートルを超える法面若しくは擁壁を生じる土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 土地の用途変更を目的とした高さ10メートルを超える、又は、その面積が300平方メートルを超える木竹の伐採 <田園集落景観形成地域> <input type="checkbox"/> 面積が1,000平方メートルを超える、又は、高さ3メートルを超える法面若しくは擁壁を生じる土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 土地の用途変更を目的とした面積が300平方メートルを超える木竹の伐採 ※届出対象行為ごとに設けた「景観形成基準」に適合していなければならない。 | 北杜市 (まちづくり推進課) |
| 6 | <p>森林法</p> <p>※北杜市内の森林のほとんどが地域森林計画対象民有林に該当。</p> | <input type="checkbox"/> 事業区域内の地域森林計画対象民有林の規模が0.5ヘクタールを超えて、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更する場合 (林地開発行為に該当) | 山梨県 (中北林務環境事務所) |

| | | | |
|----|-------------------------|---|------------------------------------|
| | (特定区域) 保安林 | <input type="checkbox"/> 上記以外で、0.5ヘクタール以下の場合において、森林を伐採し転用をする場合（伐採届の提出） <input type="checkbox"/> 事業区域内の保安林を、森林以外の用途に供する場合（保安林の指定の解除） ※ただし、保安林指定の理由がなくなる限り解除されないと解される。 <input type="checkbox"/> 地域森林整備計画の対象となっている民有林である場合は、新たに当該森林の土地の所有者となった場合（§10の7の2） | 北杜市（林政課） 山梨県（森林整備課） 北杜市（林政課） |
| 7 | 都市計画法 | <input type="checkbox"/> 北杜市まちづくり条例*2に該当し、事業区域の面積が、10,000平方メートル以上の場合（開発許可） | 山梨県(中北建設事務所) |
| 8 | 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 | <input type="checkbox"/> 北杜市まちづくり条例*2に該当し、事業区域の面積が、3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合（設計の確認） | 山梨県(中北建設事務所) |
| 9 | 農業振興地域の整備に関する法律 | <input type="checkbox"/> 事業区域の全部又は一部に農用地が含まれているときは、農用地区域から除外されていること。 ※ただし、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備）はこの限りでない。 | 北杜市（農業振興課） |
| 10 | 農地法 (特定区域) 農地及び採草放牧地 | <input type="checkbox"/> 事業区域が農地又は事業区域の一部に農地が含まれている場合（農地転用許可） ※採草放牧地にあつては市農業委員会の確認を要する。 | 北杜市農業委員会 |
| 11 | 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例 | <input type="checkbox"/> 事業区域において、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が3,000平方メートル以上 ※土砂の埋立て等に供する区域内での土砂の埋立て等は除く。 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 12 | 土壤汚染対策法 | <input type="checkbox"/> 事業区域において、土地の掘削その他の土地の形質の変更で、その規模が3,000平方メートル以上となる場合は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに山梨県知事に届け出なければならない。ただし、土壤汚染対策法施行規則第25条各号に該当する場合は、届出を要しない。 | 山梨県(大気水質保全課) |
| 13 | 文化財保護法 | 事前にその事業区域が埋蔵文化財の包蔵地であるかの確認を行うこと。 <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財の包蔵地に該当するである場合 <input type="checkbox"/> 国指定の史跡名跡天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 | 北杜市教育委員会 |
| 14 | 騒音規制法 | <input type="checkbox"/> 事業区域が、騒音について規制する地域として指定されており、特定建設作業を行う場合 | 北杜市(環境課) |
| 15 | 振動規制法 | <input type="checkbox"/> 事業区域が、振動について規制する地域として指 | 北杜市(環境課) |

| | | 定されており、特定建設作業行う場合 | |
|----|--------------------------------|--|--|
| 16 | 道路法 | 道路（国道・県道・市道）において、以下の行為を行う場合 <input type="checkbox"/> 事業区域への取付道路などによって、道路の形状を变化する場合 <input type="checkbox"/> 継続して工作物等を設置する場合 | 国道： 国土交通省（甲府河川国道事務所） 県道： 山梨県（中北建設事務所峡北支所） 市道： 北杜市（道路河川課） |
| 17 | 河川法 | 河川区域及び河川保全区域において、以下の行為を行う場合 <input type="checkbox"/> 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合、 <input type="checkbox"/> 土地を占用しようとする場合 <input type="checkbox"/> 土砂の採取、工作物の新築等 | 一級河川： 国土交通省（甲府河川国道事務所）又は山梨山梨県（中北建設事務所峡北支所） 準用河川： 北杜市（道路河川課） |
| 18 | 北杜市法定外公物管理条例 | 道路法、河川法の適用を受けない道路、河川（水路）において、以下の行為を行う場合 <input type="checkbox"/> 流水水面又は敷地を使用すること <input type="checkbox"/> 法定外公物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草等を採取すること <input type="checkbox"/> 敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除却すること <input type="checkbox"/> 流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと <input type="checkbox"/> 敷地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採をすること | 農道・農業用水路： 北杜市（農地整備課） 林道※： 北杜市（林政課） 上記以外： 北杜市（用地課） ※林道は、「北杜市営林道管理運営条例」を併せて確認のこと |
| 19 | 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例 | <input type="checkbox"/> 事業区域内の水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとする場合 | 山梨県（中北林務環境事務所） |
| 20 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 | <input type="checkbox"/> 固定価格買取制度により発電事業を実施する場合 ※事業計画策定ガイドラインを確認すること | 資源エネルギー庁 |
| 21 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を廃止し、廃棄等する場合 | 山梨県（中北林務環境事務所） |
| 22 | 建設工事における資材の再資源化等に関する法律 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を廃止し、廃棄等する場合 | 山梨県（中北建設事務所） |
| 23 | その他上記以外に関連する法令等がある場合については、その法令 | （表3-2） | |

※対象となる行為等については、一般的なものを記載していますので、対象行為に記載がない場合であっても、その他対象となる場合がありますので、所管庁に確認を行ってください。

※法令等の間において重複する行為は、当該するいずれかの法令等に基づき適用除外措置が講じられている場合もあります。

(別表2) その他関連する法令等(例示)

| | 法令又は条例の名称等 | 対象となる行為等 | 所管庁 |
|----|--|---|-------------------|
| 1 | 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 (特定区域) 山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例第7条第1項に掲げる区域 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置(設置規制区域に該当する場合は許可制、以外は届出制) <input type="checkbox"/> 維持管理の公表・遵守(既存設備も含めた全ての設備) | 山梨県(環境・エネルギー政策課) |
| 2 | 国土利用計画法 | <input type="checkbox"/> 10,000平方メートル以上の土地について、売買等の契約を締結した場合 | 北杜市(まちづくり推進課) |
| 3 | 山梨県環境影響評価条例 | <input type="checkbox"/> 事業区域の面積が9ヘクタール以上の場合。 ※ただし、当該事業区域に地域森林計画対象民有林が1ヘクタール以上含まれる場合(林地開発行為の対象となる場合)は対象 | 山梨県(大気水質保全課) |
| 4 | 自然公園法 (特定区域) 国立公園、国定公園 | <input type="checkbox"/> 国立公園及び国定公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 5 | 山梨県立自然公園条例 (特定区域) 県立自然公園 | <input type="checkbox"/> 県立自然公園内で工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 6 | 山梨県自然環境保全条例 (特定区域) 自然環境保全地区、自然記念物 | <input type="checkbox"/> 自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 7 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (特定区域) 鳥獣保護区特別保護地区 | <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区特別保護地区内での工作物の新築・増築・改築、水面の埋立て、干拓、木竹の伐採等の行為を行う場合 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 8 | 山梨県環境緑化条例 | <input type="checkbox"/> 事業区域の面積が2,000平方メートル以上の電気供給事業にかかる事業所の場合(20パーセント以上の緑地確保) | 山梨県(森林整備課) |
| 9 | 山梨県屋外広告物条例 | <input type="checkbox"/> 屋外広告物を掲出する場合 | 北杜市(まちづくり推進課) |
| 10 | 山梨県砂防指定地管理条例 (特定区域) 砂防指定地 | 砂防指定地内において、以下の行為をしようとする場合 <input type="checkbox"/> 施設又は工作物の新築、改築又は除却 <input type="checkbox"/> 掘削、盛土、切土その他の土地の形状を変更する行為 <input type="checkbox"/> 竹木の伐採 <input type="checkbox"/> 土石若しくは砂礫の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 <input type="checkbox"/> 竹木、土石等の滑下又は地引による運搬 <input type="checkbox"/> 家畜の放牧又は係留 <input type="checkbox"/> 火入れ | 山梨県(中北建設事務所 峡北支所) |
| 11 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域内において、以下の行為をしようとする場合 | 山梨県(中北建設事務所 峡北支所) |

| | | | |
|----|--|--|-------------------|
| | (特定区域) 急傾斜地崩壊危険区域 | <input type="checkbox"/> 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 <input type="checkbox"/> ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 <input type="checkbox"/> のり切、切土、掘削又は盛土 <input type="checkbox"/> 立木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 木竹の滑下又は地引による搬出 <input type="checkbox"/> 土石の採取又は集積 <input type="checkbox"/> 急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為（政令で定めるもの） | |
| 12 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (特定区域) 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域内において、以下の行為をしようとする場合 <input type="checkbox"/> 住宅（自己の住居の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する社が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為 | 山梨県(中北建設事務所 峡北支所) |
| 13 | 地すべり等防止法 (特定区域) 地すべり防止区域 | 地すべり防止区域内において、以下の行為をしようとする場合 <input type="checkbox"/> 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 <input type="checkbox"/> 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為 <input type="checkbox"/> のり切又は切土（政令で定めるもの） <input type="checkbox"/> ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良（政令で定めるもの） <input type="checkbox"/> 地すべり防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発数回そのある行為（政令で定めるもの） ※現在のところ、北杜市には、地すべり防止区域は指定されていない。 | 山梨県(中北建設事務所 峡北支所) |
| 14 | 山梨県希少野生動植物の保護に関する条例 (特定区域) 管理地区 | 生息地等保護区域内の管理地区において、以下の行為をしようとする場合 <input type="checkbox"/> 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること <input type="checkbox"/> 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること <input type="checkbox"/> 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること <input type="checkbox"/> 水面を埋め立て、又は干拓すること <input type="checkbox"/> 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること <input type="checkbox"/> 木竹を伐採すること | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 15 | 山梨県土採取等規制条例 | <input type="checkbox"/> 埋土又は盛土の用に供される土を採取することを主な目的として土地を掘削し、当該土の搬出を行う行為であって、当該土の採取を行う場所の面積が300平方メートル以上又は土の採取量が1,000立方メートル以上の場合 | 山梨県(中北林務環境事務所) |
| 16 | 山梨県文化財保護条例 | <input type="checkbox"/> 県指定の史跡名跡天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしよ | 北杜市教育委員会 |

| | | うとする場合 | |
|----|--------------|--|----------|
| 17 | 北杜市営林道管理運営条例 | <input type="checkbox"/> 北杜市林道台帳に登載された林道で、林産物の搬出、生活用、レクリエーション以外の目的で林道を使用する場合 <input type="checkbox"/> 林道又は林道に接続する土地において、工作物施設等の設置若しくは道路の開設・改良若しくは土地の形質を変更しようとする場合 | 北杜市(林政課) |

※太陽光発電設備設置に係る土地利用上の一般的な関係法令を記載しています。

※対象となる行為等については、一般的なものを記載していますので、対象行為に記載がない場合であっても、その他対象となる場合がありますので、所管庁に確認を行ってください。

(別表3) 北杜市の要綱

| | 名 称 | 内容(取組事項) | 所管庁 |
|---|------------------------------|---|---------------|
| 1 | 北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱 | <input type="checkbox"/> 事業区域において、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が500平方メートル以上 ※土砂の埋立て等に供する区域内での土砂の埋立て等は除く。 | 北杜市(まちづくり推進課) |
| 2 | 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱 | <input type="checkbox"/> 市条例施行前(令和元年9月30日)までに、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき届出した内容に変更があった場合 | 北杜市(まちづくり推進課) |

(別表4) 山梨県のガイドライン等

| | 名 称 | 内 容 | 所管庁 |
|---|---------------------------------|--|-----|
| 1 | 山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の適切な事業実施のために推奨される事項 | 山梨県 |
| 2 | 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例手引書 | <ul style="list-style-type: none"> 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例及び同条例施行規則に沿った、それぞれの規定についての考え方・手続の方法等について記載 | 山梨県 |

(別表5) 国などのガイドライン等

| | 名 称 | 内 容 | 所管庁等 |
|---|---|--|-----------------------------|
| 1 | 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業者が遵守すべき事項及び推奨される事項についての考え方を記載。 同ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準に適合していないとみなされ、再エネ特措法に基づき認定取消しの措置が講じられることがある。 | 資源エネルギー庁 |
| 2 | 説明会及び事前周知措置ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 再エネ特措法に基づく説明会等の運用における詳細や、再エネ発電事業の地域との共生を実現するために必要な事項、基本的な考え方を記載。 | 資源エネルギー庁 |
| 3 | 10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施行のチェックリストと留意点(第1.0版) | <ul style="list-style-type: none"> 10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の導入にあたってチェック、留意することが望ましい事項等が、事業者・投資家、システムインテグレーター・企画立案者、設計者及び施行者の四者を対象として整理されている。 各種法令等に基づく遵守事項とチェック事項、設置場所等に関する許認可チェックシート等が整備されている。 | 一般社団法人太陽光発電協会 |
| 4 | 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン(2021年版) | <ul style="list-style-type: none"> 架台・基礎の設計基準として、計画、調査、設計の各段階で実施すべき基本事項と、それらに関する詳細な検討事項等が記載されている。 事前調査のチェックポイント、地形の調査による地盤の見方、現地調査のチェックリスト、地盤調査方法等も記載されている。 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 他 |
| 5 | 太陽光発電の環境配慮ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、立地検討・設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置・運用に関わる様々な立場の者が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取り組みを促すもの。 設計段階の環境配慮のポイントを記載している。 | 環境省 |
| 6 | スモールアセスの勧め「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」 | <ul style="list-style-type: none"> 法や条例などに規定されない事業において積極的に環境配慮を取り込み、事業者等において実施の手助けとなるよう作成されたもの。 スモールアセスの意義や設計、実施、期間、費用等についてまとめられている。 | 環境アセスメント学会 |
| 7 | 太陽光発電システム保守点検ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 直流1,500V以下の系統連系太陽光発電システムについて、基本的な予防保全、是正及び発電性能に係わる保守要件並びに推奨案が記載された技術資料。 信頼性・安全性及び耐火性に関わるシステム機器及び接続部の基本的保守、不具合対応手順及びトラブルシューティングのための手段、作業者の安全について記載されている。 | 一般社団法人日本電機工業会 他 |

| | | | |
|----|---|---|---------------|
| 8 | 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル ～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～ | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治体等における公園緑地、街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理し、それぞれの環境等に適した管理体系を確立していく上での参考資料が提供されている。 ◆ 農薬を使用するにあたっての留意点として、散布地域周辺への周知、農薬資料の履歴の記録等も提案されている。 | 環境省 |
| 9 | 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電設備の利用終了後、収集運搬からリサイクル又は埋立処分、リユースの各段階における取扱いや関係法制度、遵守すべき事項等が、太陽光発電設備の所有者、解体・撤去事業者、収集運搬業者、リユース業者などの関係別に整理されている。 ◆ 災害時における使用済太陽光発電設備の取扱いについても記載されている。 | 環境省 |
| 10 | 太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水害等の被災地域の復旧作業にあたり、冠水・浸水・水没等の被災した太陽光発電設備による感電等の防止及び点検・撤去時の安全な作業を促すための留意事項が示されている。 | 一般社団法人太陽光発電協会 |
| 11 | 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 営農型太陽光発電に円滑に取り組むための手引き。 ◆ 取り組み事例の他、取組フロー、チェックリスト等を掲載しており、事業者に対して、必要な手続や設備設計等において留意すべき事項が記載されている。 | 農林水産省 |

○北杜市問い合わせ先（担当部署）

| 内 容 | 担当課 | 連絡先 |
|----------------------|----------------------------------|--------------|
| 太陽光発電設備設置許可等に関する事 | 建設部まちづくり推進課 | 0551-42-1361 |
| 景観条例に基づく届出に関する事 | | |
| 下記以外及び問い合わせ先がわからないとき | | |
| 森林伐採、林地転用に関する事 | 産業観光部林政課 | 0551-42-1353 |
| 農地転用、農地の貸し借りに関する事 | 北杜市農業委員会事務局 | 0551-42-1306 |
| 埋蔵文化財に関する事 | 北杜市教育委員会教育部学術課 (北杜市埋蔵文化財センター) | 0551-25-2019 |
| 騒音、振動に関する事 | 市民環境部環境課 | 0551-42-1341 |
| 廃棄物の処理、廃棄に関する事 | | |
| 地縁による団体に関する事 | 総務部総務課 | 0551-42-1311 |

○山梨県問い合わせ先（担当部署）

| 内 容 | 担当課 | 連絡先 |
|---|--------------|--------------|
| 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例に関する事 | 環境・エネルギー政策課 | 055-223-1503 |
| 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例に基づく申請書の提出に関する事 | 中北林務環境事務所環境課 | 0551-23-3090 |